

令和 6 年度 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議次第

日 時：令和 6 年 5 月 29 日（水） 13 時 30 分～15 時 00 分
場 所：苫小牧市役所 職員会館 3 階 304 号室

I 開 会

II 挨拶 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 会長 松村 順子

III 報 告

- 1 令和 5 年度事業報告について
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

IV 議 題

- 1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について
- 2 令和 6 年度事業計画（案）について

V 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 宮田 顕一郎 氏

「子どもの権利と児童相談所の対応について」

VI 閉 会

令和6年度

苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時 令和6年5月29日（水）

苫小牧市要保護児童対策地域協議会

（健康こども部こども相談課）

< 目 次 >

I 報 告

- 1 令和5年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について・・・・ 7
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について・・・・・・・・・・ 8

II 議 題

- 1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について・・・・ 9
- 2 令和6年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 宮田 顕一郎 氏

「子どもの権利と児童相談所の対応について」

§ 資 料

資料1 北海道室蘭児童相談所統計資料 ほか

資料2 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱(案)

I 報 告

1 令和5年度事業報告について

昨今の児童福祉行政を取り巻く状況は、児童相談所における児童虐待相談対応件数が毎年増加の一途を辿っており、児童虐待の未然防止や早期発見の観点からも市町村に求められる役割は大きくなっています。

これまで本市は、児童福祉法に規定される「子ども家庭総合支援拠点」をいち早く設置し、さらに令和3年1月に「苫小牧市こども相談センター」を開設して室蘭児童相談所苫小牧分室及び各関係機関との連携のもと対象者への支援を行ってきました。

令和4年度から令和5年度にかけて、「苫小牧市子ども虐待から守る条例」に基づき社会全体で子どもを守る意識を市全体に醸成するため、啓発活動及び出前講座を積極的に開催しました。

令和6年3月25日に、全道初となる「苫小牧市ヤングケアラー支援条例」を制定いたしました。また、具体的な内容については、ガイドラインに示しました。今後、この条例の周知啓発を推進し、市民全体の認知度を高め、社会全体でヤングケアラーとその家族に気付き、見守り、ひとりにしない環境づくりを進めることで、全ての子どもたちが過度の負担を負うことなく、子どもの権利が確保され、貴重な成長期を健全に過ごすことができる社会の実現を目指します。

そのほかにも、苫小牧市要保護児童対策地域協議会の実務者会議において、令和5年8月にはヤングケアラー支援に係る研修を実施し、令和6年2月には「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」の加藤センター長による研修も実施しました。また、令和5年11月にはトラウマインフォームドケアについての研修を実施するなど、ケースワークの視野を広げ、資質の向上を図る取り組みを行いました。

● オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間の取り組み（一部抜粋）



＜啓発用ポケットティッシュ（イオン苫小牧店）＞



＜啓発用オレンジライトアップ（苫小牧信用金庫）＞



＜啓発用展示：ぬくもりの木（市役所）＞

※ その他4か所の市内施設等に協力依頼」

【会議等の開催状況】

○ 代表者会議

6月2日

○ 実務者会議（計16回開催）

内容	実施月日	備考
研修「ヤングケアラー支援について（支援検討の演習を含む）」	8月8日	38人
研修「トラウマインフォームドケアを理解し、実践するために ～様々な問題を抱える子どもへの適切な支援を考える～」	11月2日	44人
研修「ヤングケアラーを正しく知る ～大人ができること、こどもができること～」	2月2日	46人
研修「幼稚園及び保育園の職員を対象とした児童虐待対応研修」 （苫小牧市心配な家庭チェックリスト研修）※ オンライン開催	11月7日、 11月9日	計45団体
健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議	5月、8月、 12月、2月	計4回
生活支援室との連携会議	6月、10月、 12月、3月	計4回
室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議	6月、11月、 1月、3月	計4回

○ 個別ケース検討会議（計38回開催）

	虐 待		その他の要因		合 計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R5年度	16	32	22	45	38	77

● 代表者会議

代表者会議は、令和4年度の事業報告及び同5年度の事業計画について、令和5年5月より新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5類」へと引き下げとなったことに伴い、会場参加型により実施しました。

● 実務者会議

実務者会議は、代表者会議と同様に、会場参加型により実施しました（計16回）。

令和5年8月8日には、本市こども相談課の米田浩二こども相談監により、ヤングケアラー支援について、事例を基に支援方針案を検討するなど、グループワーク演習を実施しました。

令和5年11月2日には、大阪大学人間科学研究科の野坂祐子教授より、児童虐待などの逆境体験によるトラウマとその影響について、専門的視点から、支援者が正しい知識を持ち、適切な支援を行うための助言をいただきました（トラウマインフォームドケア）。

令和6年2月2日には、北海道ヤングケアラー相談サポートセンターの加藤センター長

より、ヤングケアラー及びその家族が抱える様々な課題やニーズについて、専門的視点から、支援者での理解の仕方や支援策について助言をいただきました。

令和5年11月7日、11月9日には幼稚園や保育園等の職員を対象とした心配な家庭チェックリストの研修会を開催しました（オンライン開催）。平成29年度にチェックリストを作成し、継続して利用できるよう、毎年研修会を開催しています。

健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議では、各機関が把握している支援を要する家庭について情報共有し、必要に応じて地域での見守りを調整し、児童相談所や医療機関と連携するなどの対応を行っています。また、支援を要する妊婦についても、チェックリストを活用することで早い段階で把握できるようにしています。特に支援が必要な妊婦は、個別ケース検討会議を開催し、対応について検討しています。

生活支援室との連携会議では、生活保護を受けている子育て世帯で心配な家庭をリストアップして情報共有に努めています。また、生活保護廃止となった心配な家庭について、生活支援室からこども相談課へつなげるため、都度協議を行っています。

室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議では、児童虐待通告のあったケースや児童養護施設等に措置されているケース等を台帳管理し、台帳に記載されているケースについて、対応状況の確認を行っています。

● 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議では、ケースの情報共有や支援方針の検討、支援体制の確認等を行っています。

支援方針の検討には、平成27年度より家族支援手法を取り入れ、家族の持つストレングス（強み）に着目したアプローチに努めています。また、支援体制の確認では、各機関に認識のズレが生じないようにホワイトボードを活用し、役割分担や今後の予定などの確認を参加者全員で行っています。

令和5年度は計38回の個別ケース検討会議を開催し、虐待に関するものは計16回でした。虐待はもとより、虐待以外のケースにおいても精神疾患や障がい、経済的問題等様々な課題が重複している場合が多く、多機関の協力が不可欠となっています。

個別ケース会議のほかにも、ケースの内容に応じて関係者会議を開催したり、参加したりするなど56回の会議で関係機関と情報共有を図り、親子の安心に繋げるための有効な支援について検討しています。

【啓発活動等の状況】

● 苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発

実施月日	実 施 内 容
通年	○児童虐待防止啓発グッズ（ほっ苦コンテスト大賞作品使用） ・事業者等に車用ステッカーを配布 ○市民への児童虐待等に係る知識普及 ・子育て世帯支援カードを配布 ・地域で見守る！子育て支援講座（出前講座）を実施

令和3年4月1日より施行した苫小牧市子どもを虐待から守る条例の基本理念をもとに、児童虐待のないまちを目指すため、全市的な意識醸成や知識の普及を図ることを目的に、年間を通して啓発活動を行いました。

令和4年度から引き続き、出前講座として、地域で見守る！子育て支援講座を計6回実施し、地域全体で心配な家庭を見守り、当該家庭を適切な支援機関へ繋ぐことの重要性などを周知しました。

● オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（こどもまんなか月間）

実施月日	実 施 内 容
11月1日～ 11月30日	○ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの啓発活動の実施 ・市内事業所に、啓発ポスターの配布・掲示を依頼 ・小中学生に、啓発用リーフレットを配布 ・オレンジリボン（シンボル）の市役所窓口職員等への配布、携行周知 ・市役所1階ロビーに、啓発用展示「ぬくもりの木」を設置 ・市役所庁舎内トイレに、啓発用ウォッチレットを掲示 ・市役所庁舎に、啓発用看板及び懸垂幕を設置 ・広報とまこまい11月号に、児童虐待防止に関する情報を掲載
11月1日～ 11月30日	○ 街頭啓発活動の実施 ・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ3,000個をイオン苫小牧店内（サービスカウンター）に設置し配布
11月1日～ 11月10日	○ 街頭啓発活動の実施 ・市内施設等をオレンジ色にライトアップする取組を5か所に拡大し実施（苫小牧信用金庫本店、緑ヶ丘公園展望台、正光寺、苫小牧西港フェリーターミナル、nepiaアイスアリーナ）

11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンは、市内公共施設などにポスター掲示依頼、小・中学生に啓発用リーフレット等を配布、イオン苫小牧店に児童虐待防止啓発用ポケットティッシュ3,000個を設置し配布したほか、市内施設等のオレンジ色ライトアップや市役所本庁舎前の道路沿いに看板や懸垂幕を設置するなど虐待の未然防止を呼び掛けました。

市役所本庁舎1階において、市民参加型の啓発用展示「ぬくもりの木」を設置しました。市民より「ぬくもりの木」にオレンジ色のシールを貼っていただくことで児童虐待防止に対する意識醸成のほか、児童相談所全国共通ダイヤル189、通称「いちはやく」の周知により、相応の効果を得ることができました。また、本庁舎1、2階の職員がオレンジリボンを身に着けることで、児童虐待の未然防止のアピールを行いました。

なお、当該月間の取組みについて、メディア（新聞社、テレビ局等）でも取り上げられ、より一層の啓発が図られました。

● 地域で見守る！子育て支援講座（苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発の出前講座）

令和5年度は、地域で見守る！子育て支援講座を、計6回実施しました。参加人数は計192人でした。

児童虐待に関し、地域支援や家族支援等、それぞれの観点で講座を行いました。また、講座受講者には「ほっ苦バッジ」を配布し、子育て世帯を地域社会から孤立させないように見守りをお願いしています。また、アンケートを実施し、「満足した」・「やや満足した」という回答が全体の約80%を占め、大きな効果を得ることができました。

● 子育て講座「step」（出前講座）

子育て講座は、暴力や暴言を使わず、子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変容させることで、より良い親子関係を築くための教育プログラムで、虐待の未然防止に効果が大きいことから、平成26年度から継続的に実施しています。

令和5年度の子育て講座は、通常講座・ダイジェスト講座を合わせて計4回実施しました。また、子育てに悩んでいる家庭のニーズに応じて個別の講座も実施し、参加人数は計16人でした（土曜日、日曜日開催を当初予定していた通常講座は申込みがなく中止としたことから、令和6年度の通常講座は平日で実施予定）。受講者からは、「通常講座で週1で自分の行動を振り返り、適宜アドバイスを戴けるのがとても良かったです」「具体例についてどんな対処法があるか考えてもらえるのがとても有難いです」「できていることに注目することの大切さを改めて学びました」など好評価を得ました。通常講座で行ったアンケートでは、全ての受講者から「とても満足した」・「満足した」・「やや満足した」という回答を得ることができました。

なお、広報とまこまいでの周知のほかに、SNSも活用し二次元コードからも手軽に申し込みができるようにすることで、広く市民への周知を図りました。

※ 通常講座は全4回。ダイジェスト講座は通常講座の内容を1回分にまとめたもの。

2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

(単位：人)

		R3年度	R4年度	R5年度
受付件数		216	184	159
対応件数		208	190	156
未処理人数(年度末時点対応中)		12	6	9
発見状況 (通告者)	家族・親族	3	6	8
	本人	1	0	0
	近隣・知人	65	36	20
	民生・児童委員	0	0	1
	警察	0	0	0
	保健所	0	0	0
	学校	53	44	40
	幼稚園・保育園	11	20	14
	医療機関	26	14	12
	市(他課)	13	43	23
	児童相談所	20	21	30
	その他	16	6	8
合 計		208	190	156
主な虐待者	実 父	49	45	39
	実父以外の父	16	18	13
	実 母	138	120	94
	実母以外の母	1	1	4
	そ の 他	4	6	6
合 計		208	190	156
内 容	身 体 的	46	50	48
	養育怠慢・拒否	54	63	30
	心 理 的	104	77	78
	性 的	4	0	0
合 計		208	190	156
年 齢 別	0 ～ 3 歳 未 満	38	34	28
	3 ～ 未 就 学 児	44	62	36
	小 学 生	92	68	59
	中 学 生	19	19	23
	高 校 生 ・ そ の 他	15	7	10
合 計		208	190	156
対 応 内 容	助 言 指 導	188	165	113
	継 続 指 導	7	13	17
	他 機 関 幹 旋	0	0	0
	児 童 相 談 所 送 致	13	12	26
	そ の 他	0	0	0
合 計		208	190	156

一時保護件数

(単位：人)

		R3年度	R4年度	R5年度
全 件		45	52	72
(再掲)虐待による一時保護		20	28	44

注) 苫小牧市が対応したケースで一時保護に至った件数

● 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

令和5年度は、児童虐待通告を159件受け付け、全件子どもの安全確認を行いました。

対応件数は156件となっていますが、令和4年度の未処理人数を加え、令和6年度へ繰り越した未処理人数を差し引いたものです。この対応件数とは、受け付けた通告に対し、助言指導、児童相談所送致等何らかの対応方針が決定した時点でカウントするもので、対応方針決定前は未処理人数にカウントされます。

【発見状況】

児童相談所からの通告が増加しています。児童相談所が通告対応をし、子どもが一時保護となったケースが令和5年度に増加したことが要因の一つとして考えられます。その他として、困窮によって子どもへ食事の提供ができないおそれがあると判断した関係機関から連絡をもらうケースもありました。

【内容】

昨年同様に心理的虐待の割合が最も高くなっています。きょうだいに対する暴力等の目撃に加えて、近隣からの泣き声等の通告が多いことが要因となっています。

身体的虐待、ネグレクトについては、昨年より減少しており、ネグレクトでは子どもを看ることができていない、夜間放置、ライフラインの停止などの通告があり、前年比48%となりました。

【年齢別】

例年同様に小学生が最も多くなっており、中学生の割合の増加も見られます。学校と作成した台帳をもとに情報交換することで、連携強化を維持しています。また、高校生・その他の割合が増加しており、関係機関での会議を含め連携を強化しています。

【対応内容】

継続指導の内容は、支援を要する家庭への養育支援訪問事業、親子間の関係を安定させるため相談員が定期的に訪問するなどの対応、児童相談所の2号指導、3号措置に伴う対応となっています。

※ 2号指導：児童福祉法に基づき、保護者等に対し児童相談所の児童福祉司が継続的な指導を行うこと

※ 3号措置：児童福祉法に基づき、児童の児童養護施設等への入所又は里親への委託を行うこと

【一時保護件数】

令和5年度は、72人で、そのうち44人が虐待による一時保護でした。虐待による一時保護は、身体的虐待が最も多く、「子どもが家に帰りたくないと言っている」や「顔に大きな傷があり親に叩かれたと言っている」「親から死にたいと連絡が入った」といったケースなどに対応しました。虐待以外の一時保護では「もう子どもの面倒を看ることができない」という訴えに対応したケースがありました。

3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

令和4年度の児童虐待相談対応状況等について報告します。

資料1

Ⅱ 議 題

1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について

令和6年4月1日より、室蘭児童相談所管内における児童家庭支援センターの受託先が変更になったことに伴い、以下のとおり要綱を変更します（新旧対照表）。

【別表】※ 苫小牧市要保護児童対策地域協議会における構成機関（一部のみ抜粋）

改正案（新）		現行（旧）	
区分	関係機関	区分	関係機関
その他の者 （法第25条の5第3号）	略	その他の者 （法第25条の5第3号）	略
	<u>児童家庭支援センター</u> <u>ビリーブ</u>		<u>いぶりひだ</u> <u>か児童家庭支援センター</u> <u>しずく</u>

○ 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱（案） 資料2

2 令和6年度事業計画（案）について

全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、3年連続で20万件を超えました。子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を適切に保護し、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応の効果促進を図る必要があります。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまう恐れがあります。しかし、家庭内のデリケートな問題に関わることで、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

そのため、ヤングケアラーの認知度や理解を高めることで、ヤングケアラーにいち早く気づき、見守りや必要に応じた支援につなげる必要があります。

全ての子どもたちの権利・利益が守られ子どもらしい暮らしを確保するために、次の（1）から（4）までの事業を実施します。

（1）関係機関との連携強化

ア 代表者会議の開催

行政機関・民間団体・地域住民との緊密な連携と相互の協力がとれるよう、関係機

関の代表者による代表者会議を開催し、協議会の組織及び運営の全般について協議します。

イ 実務者会議の開催

関係機関の実務を担当する者で実務者会議を開催し、要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握と支援体制作りの検討及び研修会を実施します。

ウ 個別ケース検討会議の開催

複雑多様化する児童虐待等に対応するために、医療機関・民生委員・主任児童委員・学校・保育園・幼稚園等との連携の強化を図り、情報の共有化に努めるとともに、最も効果的な個々の支援を検討するための個別ケース検討会議を積極的に開催します。

エ 切れ目のない支援体制の構築

各年代と関わる機関や対象世帯に関わる機関との情報交換や連携体制を作り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図ります。

各年代	実 施 内 容
出産前	健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院と連携し、特定妊婦把握のためのチェックリストを活用することで、支援が必要と思われる家庭のアセスメントを行います。
出産後～ 就学前	健康支援課と連携し健診未受診家庭等のハイリスク家庭の情報共有を行います。 幼稚園、保育園等と心配な家庭チェックリストを活用し、こども相談課との連携強化に努めます。
就学後	全小中学校と要保護児童進行管理台帳を作成し、早い段階から心配のある家庭の把握に努めます。
全年齢	児童相談所と対応中のケースについて、対応状況の確認を行います。
その他	生活保護世帯の中で心配な世帯については、台帳リストを作成し、生活支援室と情報共有を行います。特に生活保護廃止後には、対象世帯が子育ての悩み等を抱え込むことのないように、必要に応じ、こども相談課に相談できるよう都度情報共有します。

オ 合同研修会の実施

令和3年度からこども相談課と北海道室蘭児童相談所苫小牧分室での合同研修を行い、子どもを虐待から守るための土台となる知識の習得に努めています。市役所の機能や資源、事例検討、心理技法など多種多様な内容を今年度も検討しています。

(2) 児童虐待未然防止の啓発活動の実施

ア オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施

昨年度に引き続き、イオン苫小牧店にて児童虐待防止啓発ポケットティッシュを設置配布することに加えて、同店舗入口付近にてポケットティッシュの手渡し配布による啓発活動を実施します。また、市内公共施設等にポスター掲示依頼、懸垂幕、看板等を掲示します。そのほか、市役所やホームページ、広報とまこまいでのPR等、積極的にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを展開し、周知に努めます。

イ 出前講座の実施

要望に応じて、児童虐待に関する知識や情報を提供し、児童虐待未然防止に関する意識の醸成を図るための出前講座を実施します。

ウ 子育て講座（step）の実施

平成26年度から実施し、子育てにおいてイライラが減る等の評価を得ている当該プログラムについて、子育て支援及び児童虐待予防を目的として実施します。

(3) 苫小牧市ヤングケアラー支援条例啓発事業の実施

ア シンポジウムの開催

ヤングケアラーに対する理解を深め、地域を含めて一体的にヤングケアラーとその家族を支援するために、シンポジウムを10月に開催します。

（全市的な意識醸成を図るために、条例啓発事業として、シンポジウムを10月に開催します。）

イ 条例啓発動画の作成及び発信

高校生等を対象としたヤングケアラー支援に対するワークショップを実施し、若年層への訴求効果を高めた条例啓発動画を作成します。

作成した動画をSNS等で配信することで、啓発をより効果的に行います。

ウ 条例啓発カード等の作成

ヤングケアラーにいち早く気づき、見守りや必要に応じた支援につなげるための相談窓口や支援事業等をわかりやすく記載したカード及びリーフレットを作成し配布します。

エ 出前講座の開催

市民や関係機関等を対象とした出前講座を開催します。

講座は、ヤングケアラーの実態や、どのような対応を当事者が望んでいるのかを知ってもらうことで、ヤングケアラーに対する理解を深めてもらえるような内容を検討しています。

(4) ヤングケアラー交流の場づくりモデル事業の実施

ヤングケアラーの孤立解消及び精神的負担の軽減を図ることを目的に、ヤングケアラー同士が悩みを相談できる場を提供する団体等の活動助成を行います。

● 令和6年度事業計画（月別）案

随時開催	個別ケース検討会議、出前講座、子育て支援講座
5月	代表者会議 子育て講座(s t e p)ダイジェスト講座① 全小中学校との情報連携① 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議① 生活支援室との連携会議①
6月	児童虐待チェックリスト研修会(幼稚園、保育園、認定こども園等対象) 子育て講座(s t e p)通常講座① 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議①
7月	室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
8月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)④ (ガイドラインを踏まえた、ヤングケアラー支援の事例検討に関する内容) 子育て講座(s t e p)ダイジェスト講座① 生活支援室との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
9月	子育て講座(s t e p)通常講座① 全小中学校との情報連携① 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
10月	苫小牧市ヤングケアラー支援条例啓発に係るシンポジウム(10月20日) 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
11月	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間の各種啓発活動 児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)④(性的虐待に関する内容) 生活支援室との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
12月	子育て講座(s t e p)ダイジェスト講座① 全小中学校との情報連携① 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
令和6年1月	子育て講座(s t e p)通常講座① 室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①
2月	児童虐待対応研修(本協議会構成機関対象)④(内容は未定) 健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議① 生活支援室との連携会議① 室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議①
3月	全小中学校との情報連携①

令和4年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況(本所・分室合算)

1 相談対応件数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	対前年度
全 国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	105.5%
全 道	3,014	3,900	4,825	5,133	5,652	6,396	6,256	6,422	5,930	92.3%
道児相	1,855	2,420	3,027	3,220	3,767	3,995	3,694	4,020	3,644	90.6%
札幌市	1,159	1,480	1,798	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	2,286	95.2%
室蘭児相	245	321	426	442	597	513	531	776	504	64.9%
通告件数	389	465	562	597	644	808	604	820	653	79.6%

2 経路別通告件数

	家族親戚	虐待者本人	児童本人	近隣知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設等 児童福祉	警察等	学校等	その他	合 計
R4年度	33	8	7	101	0	30	24	130	0	5	0	303	9	3	653
R3年度	32	4	10	84	0	20	26	169	0	7	0	434	28	6	820
R2年度	18	17	1	73	0	36	22	80	1	10	1	326	17	2	604
R1年度	35	0	3	68	0	51	26	61	0	15	1	519	28	1	808

3 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		合 計	
R4年度	90	17.9%	314	62.3%	95	18.8%	5	1.0%	504	100%
R3年度	131	16.9%	531	68.4%	103	13.3%	11	1.4%	776	100%
R2年度	85	16.0%	356	67.0%	88	16.6%	2	0.4%	531	100%
R1年度	74	14.4%	342	66.7%	88	17.2%	9	1.8%	513	100%

*留意点1: 件数は児童数
(例)ネグレクト3人兄弟→3件
*留意点2: 同一児童
複数カウント有

(2) 虐待者別件数

	実 父		実父以外の父		実 母		実母以外の母		その他		合 計	
R4年度	218	43.3%	48	9.5%	222	44.0%	6	1.2%	10	2.0%	504	100%
R3年度	367	47.3%	79	10.2%	310	39.9%	1	0.1%	19	2.4%	776	100%
R2年度	245	46.1%	47	8.9%	159	29.9%	1	0.2%	79	14.9%	531	100%
R1年度	244	47.6%	58	11.3%	198	38.6%	6	1.2%	7	1.4%	513	100%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校・その他		合 計	
R4年度	75	14.9%	140	27.8%	178	35.3%	73	14.5%	38	7.5%	504	100%
R3年度	106	13.7%	190	24.5%	284	36.6%	125	16.1%	71	9.1%	776	100%
R2年度	97	18.3%	141	26.6%	181	34.1%	69	13.0%	43	8.1%	531	100%
R1年度	114	22.2%	97	18.9%	182	35.5%	60	11.7%	60	11.7%	513	100%

(4) 相談対応結果別件数(措置／指導等)

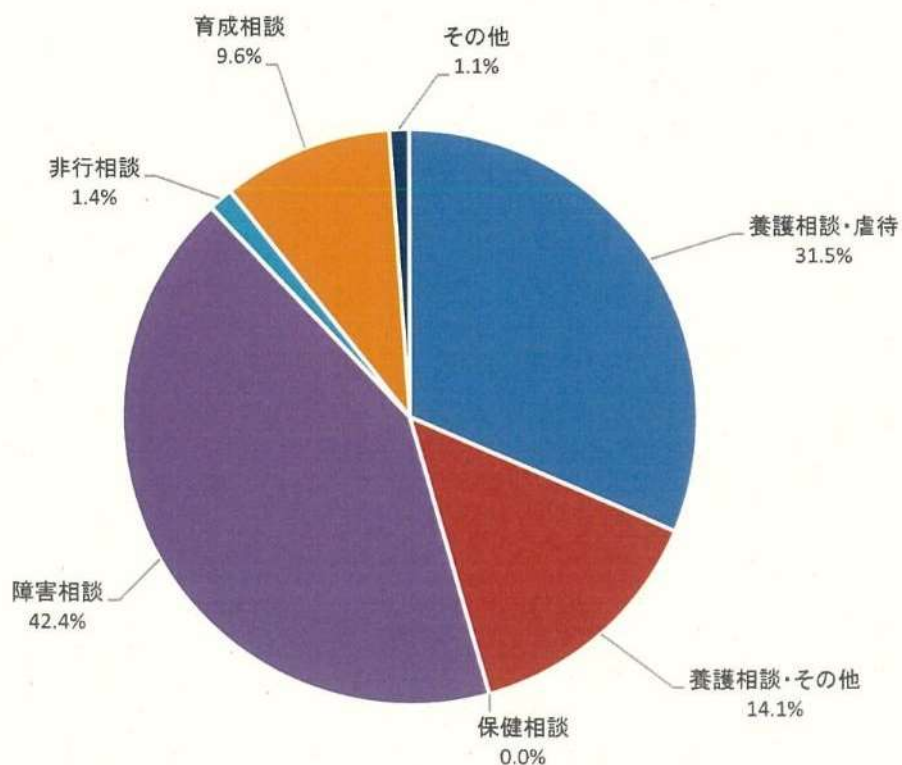
	児童福祉施設		里親委託/ファミリーホーム		児童福祉司指導		継続指導		助言指導		その他		合 計	
R4年度	20	4.0%	7	1.4%	10	2.0%	16	3.2%	443	87.9%	8	1.6%	504	100%
R3年度	14	1.8%	1	0.1%	18	2.3%	22	2.8%	709	91.4%	12	1.5%	776	100%
R2年度	15	2.8%	5	0.9%	9	1.7%	9	1.7%	485	91.3%	8	1.5%	531	100%
R1年度	23	4.5%	3	0.6%	29	5.7%	12	2.3%	436	85.0%	10	1.9%	513	100%

令和4年度 室蘭児童相談所相談受理状況(本所・分室合算)

相談種別受理件数(過去4年分)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養 護 相 談		891	794	884	744
保 健 相 談		0	0	0	0
障 害 相 談	肢体不自由相談	65	61	65	76
	視聴覚障害相談	1	0	0	0
	言語発達障害相談	30	29	28	39
	重症心身障害相談	8	8	16	18
	知的障害相談	367	326	386	483
	発達障害相談	225	112	74	76
	小 計	696	536	569	692
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	15	7	19	17
	触法行為等相談	6	10	15	6
	小 計	21	17	34	23
育 成 相 談	性格行動相談	47	70	59	89
	不 登 校 相 談	7	10	4	10
	適 性 相 談	22	26	60	48
	し っ け 相 談	8	7	3	9
	小 計	84	113	126	156
そ の 他 の 相 談		21	43	8	18
合 計		1,713	1,503	1,621	1,633

相談別受理状況(令和4年度)

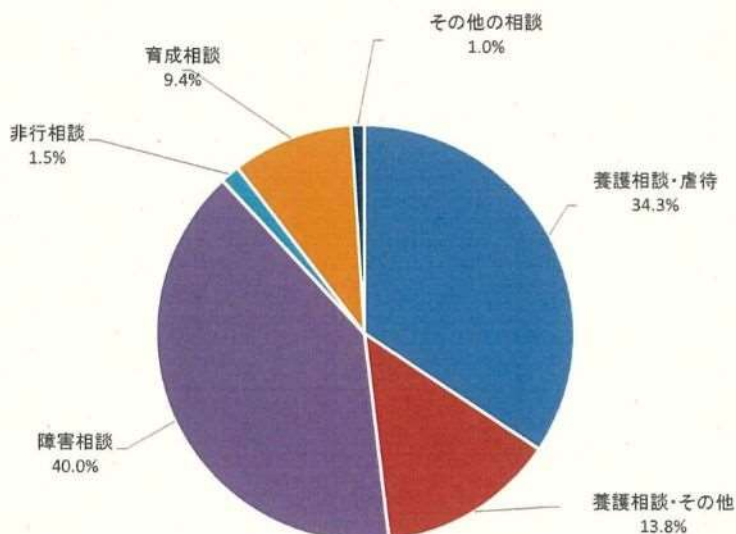


令和4年度 北海道室蘭児童相談所 相談受理状況（苫小牧分室）

相談種別受理件数

		令和3年度	令和4年度
養護相談	児童虐待相談	508	371
	その他の相談	166	149
	小 計	674	520
保健相談		0	0
障害相談	肢体不自由相談	49	53
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	1	1
	重症心身障害相談	9	14
	知的障害相談	278	352
	発達障害相談	29	12
	小 計	366	432
非行相談	ぐ犯行為等相談	13	12
	触法行為等相談	10	4
	小 計	23	16
育成相談	性格行動相談	40	59
	不登校相談	3	4
	適性相談	50	35
	しつけ相談	2	4
	小 計	95	102
その他の相談		1	11
合 計		1,159	1,081

相談別受理状況（令和4年度）



令和4年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況（苫小牧分室）

1 令和4年度 経路別通告件数

	家族・親戚	虐待者本人	児童本人	近隣・知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
令和4年度	23	5	2	71	0	21	24	91	0	4	0	211	6	2	460
令和3年度	17	4	5	67	0	12	22	118	0	5	0	347	25	6	628

2 令和4年度 相談対応件数

	令和4年度	令和3年度
全国	219,170	207,660
全道	5,930	6,422
道児相	3,644	4,020
札幌市	2,286	2,402
苫小牧分室	363	608

3 令和4年度 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		合計	
令和4年度	56	15.4%	227	62.5%	78	21.5%	2	0.6%	363	100.0%
令和3年度	90	14.8%	425	69.9%	87	14.3%	6	1.7%	608	100.0%

(2) 虐待者別件数

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		合計	
令和4年度	148	40.8%	42	11.6%	159	43.8%	6	1.7%	8	2.2%	363	100.0%
令和3年度	282	46.4%	63	10.4%	243	40.0%	1	0.2%	19	3.1%	608	100.0%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校・その他		合計	
令和4年度	49	13.5%	102	28.1%	128	35.3%	55	15.2%	29	8.0%	363	100.0%
令和3年度	87	14.3%	149	24.5%	231	38.0%	89	14.6%	52	8.6%	608	100.0%

(4) 相談対応結果別件数（措置／指導等）

	児童福祉施設		里親委託／ファミ リーホーム		児童福祉司指導		継続指導		助言指導		その他		合計	
令和4年度	16	4.4%	6	1.7%	7	1.9%	16	4.4%	310	85.4%	8	2.2%	363	100.0%
令和3年度	12	2.0%	1	0.2%	14	2.3%	17	2.8%	563	92.6%	1	0.2%	608	100.0%

令和4年度 市町村別相談種別受理状況(苫小牧分室)

		養 護 相 談	再 掲 (虐待)	保 健 相 談	障 害 相 談						非 行 相 談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	合 計
					肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け		
胆振総合振興局管内	苫小牧市	353	244	0	41	0	1	12	225	9	11	2	47	4	18	4	3	730
	市計	353	244	0	41	0	1	12	225	9	11	2	47	4	18	4	3	730
	白老町	22	19	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	2	0	1	43
	安平町	22	21	0	1	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	1	32
	厚真町	1	1	0	0	0	0	1	8	0	1	0	0	0	2	0	1	14
	むかわ町	9	2	0	0	0	0	0	6	0	0	0	2	0	0	0	0	17
	町計	54	43	0	1	0	0	1	39	0	1	1	2	0	4	0	3	106
	合計	407	287	0	42	0	1	13	264	9	12	3	49	4	22	4	6	836
日高振興局管内	日高町	6	6	0	4	0	0	0	14	1	0	0	2	0	1	0	2	30
	平取町	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	2	0	0	8
	新冠町	10	8	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	浦河町	16	5	0	2	0	0	0	15	0	0	0	3	0	3	0	1	40
	様似町	5	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	えりも町	4	4	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	0	0	0	1	12
	新ひだか町	39	38	0	5	0	0	0	37	1	0	0	1	0	6	0	0	89
	小計	80	65	0	11	0	0	1	86	2	0	0	8	0	12	0	4	204
管 外		33	19	0	0	0	0	0	2	1	0	1	2	0	1	0	1	41
合 計		520	371	0	53	0	1	14	352	12	12	4	59	4	35	4	11	1,081

令和4年度 市町村別虐待通告の内訳(苫小牧分室)

		苫小牧市	白老町	安平町	厚真町	むかわ町	日高町	平取町	新冠町	浦河町	様似町	えりも町	新ひだか町	管外	合計
通告件数		304	19	24	1	7	6	0	8	15	4	4	35	33	460
相談対応		242	19	23	1	2	6	0	5	3	0	4	33	25	363
年齢	乳児	18	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	25
	幼児	83	5	5	0	0	2	0	1	0	0	1	17	12	126
	小学生	34	7	10	0	0	2	0	1	1	0	1	14	8	78
	中学生	36	4	6	0	0	0	0	2	2	0	1	1	3	55
	それ以上	21	2	2	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	29
虐待種別	身体的	40	3	2	0	0	1	0	0	0	0	1	3	6	56
	ネグレクト	33	3	15	0	1	1	0	3	3	0	3	9	7	78
	性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	心理的	169	13	6	1	1	4	0	2	0	0	0	19	12	227

苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき苫小牧市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）要保護児童に加え要支援児童若しくはその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- （2）要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- （3）その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は苫小牧市長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（調整機関）

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は苫小牧市健康こども部こども相談課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）協議会に関する事務の総括
 - （2）要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
 - （3）児童相談所その他の関係機関との連絡調整

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、要保護児童対策全般についての情報交換、協議会の活動方針、関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

2 代表者会議は、関係機関の代表者で構成する。

3 代表者会議は、会長が招集し、主宰する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、要保護児童の実態把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動の企画ならびに要保護児童等についての情報交換および援助について協議する。

2 実務者会議は、関係機関に属する実務担当で構成する。

3 実務者会議は、調整機関の長が招集し、主宰する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、関係機関に対し、相談または通告のあった事案に関する具体的な情報交換および援助方法等について協議する。

2 個別ケース検討会議は、関係機関のうち、個別の要保護児童等に関係する機関に属する担当で構成する。

3 個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名する者が主宰する。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成機関・法人の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 苫小牧市児童虐待防止連絡会議要綱(平成12年9月14日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

【追加・変更箇所】

⇒ 下線部

【関連する条項】

⇒ 第3条、第6条、第10条

● 別表

※ R6. 5. 29現在

苫小牧市要保護児童対策地域協議会の関係機関

区 分	関 係 機 関
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	札幌法務局苫小牧支局
	北海道札幌方面苫小牧警察署
	北海道苫小牧保健所
	北海道室蘭児童相談所
	苫小牧市立病院
	苫小牧市消防本部
	教育部指導室
	健康こども部青少年課
	総合政策部協働・男女平等参画室
	福祉部総合福祉課
	福祉部障がい福祉課
	福祉部生活支援室
	福祉部介護福祉課
	健康こども部健康支援課
	福祉部発達支援課
	健康こども部こども育成課
	健康こども部こども支援課
	健康こども部こども相談課
法人 (法第25条の5第2号)	一般社団法人苫小牧市医師会
	一般社団法人苫小牧歯科医師会
	札幌弁護士会苫小牧支部
	特定非営利活動法人ウィメンズ結
	特定非営利活動法人チャイルドサポートこあら
	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会
その他の者 (法第25条の5第3号)	苫小牧市小学校長会
	苫小牧市中学校長会
	北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部
	苫小牧市法人保育園協議会
	苫小牧人権擁護委員協議会
	苫小牧身体障がい者福祉連合会
	苫小牧市クローバーの会
	とまこまい若者サポートステーション
	苫小牧市民生委員児童委員協議会
	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会
	児童家庭支援センター ビリーブ
	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会

計36機関

苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン

▶▶▶気づく・見守る・ひとりにしない

R6（2024）年 4 月

第 1 版

苫小牧市健康こども部こども相談課

目次

苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン ▶▶▶ 気づく・見守る・ひとりにしない

目次	1
第1章 はじめに	3
1 条例の制定について	3
<コラム1> ヤングケアラー経験のある支援者からのメッセージ	3
2 ガイドラインの目的	4
3 ヤングケアラー支援に求められること	4
第2章 ヤングケアラーについて	5
1 ヤングケアラーの捉え方	5
(1) ヤングケアラーはどんなことをしているか	5
(2) ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利	6
(3) ヤングケアラーのことを理解していくために	7
(4) ヤングケアラーとの信頼関係を築くポイント	8
<コラム2> 元ヤングケアラーの声	8
第3章 ヤングケアラーの支援について	9
1 ヤングケアラー支援を検討する際に求められる情報	9
2 ヤングケアラー支援の流れ	10
ヤングケアラー事実確認票	11
3 ヤングケアラーを把握するためのアセスメントに必要な視点	12
(1) 子どもがサポートしている状況や内容はどうか	12
(2) 子ども本人の認識や意向はどうか	12
4 ヤングケアラーへの支援の必要性の判断と支援方針の検討	13
(1) 支援の必要性の判断	13
(2) 支援方針の検討	13
第4章 連携支援の在り方について	14
1 連携体制	14
2 連携支援の心構え	14
▶▶▶ 連携支援十か条	15
<コラム3> ヤングケアラーである子どもやその家族と外部の関わり の例	15
3 主な関係機関の役割	16
(1) 子どもに関わる分野	16
(2) ケア対象者に関わる分野	16
(3) 分野別の支援体制	17
<コラム4> 初期対応のポイント	17

4 情報共有に関する考え方	18
(1) 個人情報の取扱い	18
(2) 情報共有における留意点	19
(3) 本人や家族の意思を確認する際のポイント	19
(4) 子どもアドボカシーについて	20
第5章 ヤングケアラーから相談を受けた・気付いた際の対応	21
(1) 学校関係者のフロー	21
(2) 保健・福祉・医療関係者のフロー	22
(3) その他関係機関・市民等のフロー	23
第6章 各種ツール	25
ヤングケアラーに気付くきっかけの例	25
ヤングケアラー気付きツール（子ども向け）	26
ヤングケアラー気付きツール（大人向け）	27
ヤングケアラーアセスメントツール	28
ケース別のサービス提供例	30
事例から支援の流れを学ぶ（参考事例）	31
【巻末資料1】 苫小牧市ヤングケアラー支援条例	34
【巻末資料2】『ヤングケアラー事実確認票』作成にあたっての Q&A	38

第1章 はじめに

1 条例の制定について

条例
第1条
関係

病気や障がいなどのある親の代わりに家事やきょうだいの世話をしたり、親や祖父母など身近な人の心理面のサポートや介護などの援助を引き受けたりしている18歳未満の子どもたちを「ヤング（若い）ケアラー（世話をする人）」といいます。

北海道が実施したヤングケアラーの実態調査では、小学高学年の4.7%、中学2年生の3.9%、高校2年生（全日制）の3.0%がヤングケアラーであり、大学生の13.2%にケアの経験があることが分かりました。そして、そのうちの8割が誰にも相談したことがない状況にあることも明らかになっています。

家族のケア等、デリケートな問題を「家族で何とかしなければならない」と考え他人に相談しないことや、困っていても当たり前のこととして受け入れ、「ヤングケアラー」という自覚がないことで表面化しづらいことが要因として挙げられます。

このようなヤングケアラーは、ケアが日常的であったり、長時間に及んでいたりする場合があります。成長期の子どもたちが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を担うことで、心身の健やかな発達や教育に悪影響を及ぼしかねません。

全ての子どもたちが、過度な負担を負うことなく、子どもの権利が確保され、貴重な成長期を健全に過ごすためには、社会全体でヤングケアラーの視点を持ちながら、適切な支援につなげる体制の整備を推進する必要があります。

本市では、ヤングケアラーの支援に関し基本理念を定め、市の責務や保護者、市民等、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー及びその家族を支援するための施策を総合的に推進するため、苫小牧市ヤングケアラー支援条例（以下「条例」とします。）を制定します。



＜コラム1＞ヤングケアラー経験のある支援者からのメッセージ

- ▶ 支援者としてまず知っておくべきことは、当事者の気持ちは、その状況を経験してきた当事者にしか分からないということ、反対に、当事者側も、支援者などの大人の気持ちは分からないということを経験することが重要です。
- ▶ その両者がお互いに分かりあうには、「傷つけた」「傷つけられた」でおしまいではなく、傷つけてしまったことが分かった時、「傷つけてしまってごめんね、でももっと君のことを分かりたいから、なぜ傷ついたか教えてくれないかな」などと、「分からない」けれど「分かりたい」という気持ちをもって諦めないことが大事で、続けて話を聴くことからお互いが理解し合える関係が生まれるのではないのでしょうか。

（出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック）

2 ガイドラインの目的

子どもの権利・利益が守られ子どもらしい暮らしを確保するために、ヤングケアラーの支援は多職種が連携して支援を行うとともに、地域も含めて一体的にヤングケアラーとその家族の見守りや支援をすることが重要です。

ヤングケアラーの支援に関するガイドラインを策定し、身近な支援者である関係機関及び学校の共通理解を図ることで、ヤングケアラーの視点に立った見守りや、世帯の状況に応じた適切な方法・内容により支援が行われることを目的とします。

3 ヤングケアラー支援に求められること

◆ 児童虐待の場合は法令上においても即時の介入が求められます。

◆ 子どもがヤングケアラーの状態におかれていて、なおかつ児童虐待と判断できるケースもありますが、そうではない場合、個人情報保護の観点を踏まえ、即時の対応は難しいことがあります。

その場合、周囲の大人ができることは、次のことがあげられます。

- ① 子どもにとっての選択肢を増やすこと
- ② 子どもが素直な気持ちを表出できる関係を持った人が子どものそばにいる環境を作ること

◆ 子どもに選択肢を提示したとしても、子どもが素直に支援ニーズを他の人に伝えられない場合もあります。また、仮に必要な支援につながったとしても、子どもの気持ちに十分に寄り添うことができていないと、子どもに心の傷を残してしまう場合があります。

「子どものために行ったことが、かえって子どもを傷つけてしまった」という悲しいことが起きないように、『子どもが何を大切に、何を希望しているか』を第一に考え、各種ツール等により丁寧にアセスメントしていくことが求められます。

第2章 ヤングケアラーについて

子どもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、子どもの年齢や成熟度にあった家族のケア、お手伝いは子どもの思いやりや責任感などをはぐくむなどの良い面があります。一方で、子どもの年齢や成熟度に見合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと子ども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面の遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくるのが報告されています。

1 ヤングケアラーの捉え方

条例
第2条
第1項

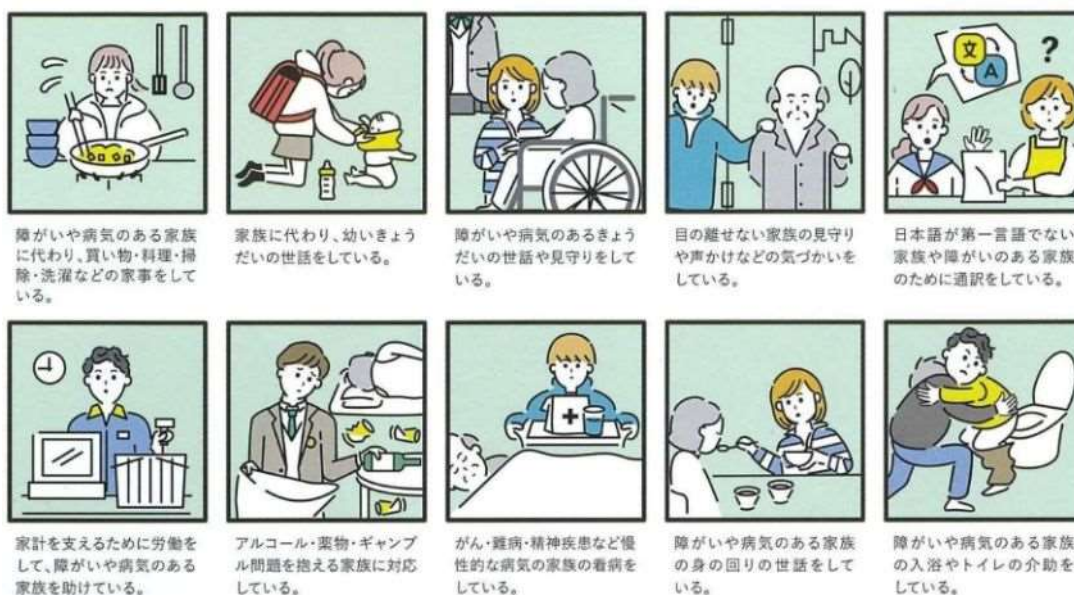
◇条例においてはヤングケアラーを幅広く規定していますが、本ガイドラインでは、一般のお手伝いと区別する視点から、ヤングケアラーを「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで負担を抱える18歳未満の子ども」とします。

◇ただ、それらの状況に当てはまるかどうかで「ヤングケアラー」であると判断することを求めるものではなく、将来的に負担を抱えるかもしれないといった広い視野を持ち、いち早く気づき、早めに支援を検討する（見守る）という条例の定義の観点も含めて本ガイドラインを活用していただけることを期待しています。

◇ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握し、いずれかの機関が子ども本人からしっかりと話を聞いた上で、その子どもや家族がおかれている状況を理解し、それらを踏まえて関係する全ての機関が必要な支援を具体的に検討することが重要です。

◇こども家庭庁は、ヤングケアラーの具体例を以下のように紹介しています。

(1) ヤングケアラーはどんなことをしているか



(出典：こども家庭庁ホームページ)

(2) ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

第3条
関係

- ◇ヤングケアラーと思われる子どもを見逃すことなく把握するには、子どもが日常的にどのような状況で生活を送っているかという視点とともに、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」）に定められた権利が侵害されている可能性がないかという視点が重要です。
- ◇子どもの権利条約では様々な子どもの権利が定められており、その中でもヤングケアラーと関係が深いものとして、「教育を受ける権利」をはじめとして、「休み、遊ぶ権利」「意見を表す権利」「健康・医療への権利」などが挙げられます。
- ◇子どもの権利が侵害されているのではないか、権利の侵害まで至らなくとも支援を必要としているのではないかと感じる場合はそのまま見過ごすことをせず、まずは、その子どもやその子どもがケアしている対象者の状況をよく確認してみてください。

その際は、客観的な状況のみならず、子どもの内面にも気を配る必要があります。

子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

第28条 教育を受ける権利  子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。	第31条 休み、遊ぶ権利  子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。
第3条 子どもにもっともよいことを  子どもに関係のあることを行なうときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。	第6条 生きる権利・育つ権利  すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。
第12条 意見を表す権利  子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。	第13条 表現の自由  子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。
第24条 健康・医療への権利  子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。	第26条 社会保障を受ける権利  子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。
第27条 生活水準の確保  子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。	第32条 経済的詐取・有害な労働からの保護  子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。
第36条 あらゆる詐取からの保護  国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。	

（出典：公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ）

(3) ヤングケアラーのことを理解していくために

- ◇ヤングケアラーに対して支援を行う際は、ヤングケアラーがおかれている状況が様々であることを念頭に置き、可能な限りの情報を収集した上で、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが望めます。
- ◇本人のことを気にかけ、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聴くなどして本人を支えることが大切です。
- ◇ヤングケアラーのことをよりよく理解するために、厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」では、次のとおり理解するためのヒントを紹介しています。

- ◆ヤングケアラーは、成長や発達の途中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- ◆子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内での役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- ◆本人や家族に自覚がない状態では自分からサポートを求めることも難しい。
- ◆家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障がいを抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- ◆本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ◆ケアをしている状況について可哀想と憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い面もあり、単純に悪いことだと思われたい。
- ◆ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせている理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- ◆信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- ◆家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- ◆大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

(4) ヤングケアラーとの信頼関係を築くポイント

◇ヤングケアラーが抱える悩みや今後どうしていきたいのかという意思を聴くためには、ヤングケアラーに関わる支援機関が彼らと信頼関係を構築し、自ら悩みを安心して話せるような「信頼できる大人」になることが必要です。

●（あいさつをすることからスタート）定期的に会って、何気ない会話を重ねる。

●時間をとって、じっくり話を聴く。根気強く話を聴く。

●信頼関係ができるまでは、すぐにアドバイスをしない。

●いつでも、どんなことでも相談して良いと伝え続ける。

（「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」より抜粋）



<コラム2> 元ヤングケアラーの声

- ▶ 父親が精神疾患を持っていたが、それを支えることが自分の使命であり、人生だった。皆からも父を支えてやれと言われていて、頑張っていた。そこに先生がやってきて、「君はヤングケアラーだからそこまで頑張らなくていい」と言われたら否定されたように感じる。
- ▶ （家族のことを聞かれた際に、）「私が口を開く事で、母が死にたいと言ったり、大ごとになったりするのではないか。」根掘り葉掘り聞かれてそのまま答えて「状況が悪化したらどうしよう」と思っていた。
- ▶ 家族は自分が生きている場所であり大切な存在である。
- ▶ 自分は中学生の時は人間不信で、手を差し伸べられても、どうせわかってもらえないと思っていたため、聞かれても「何でもない」と答えていた。ヤングケアラーである子どもの中には、自分の心を開いたら傷ついたという経験がある子どもも少なくないと思う。
- ▶ 母が発病した時、異変に気付いて声をかけてくれた先生がいた。だが、その先生に話したことがすべて児童相談所に伝わっていて、親が児童相談所から呼ばれた事があった。信頼していた先生に裏切られたと感じ、大人への不信感を持った。
- ▶ 私は小学生の時に児童相談所に預けられ、親が病院に入るという環境になった。子どもとしてはそれが当たり前の環境だったので正常なのか異常なのかが分かっていなかった。家族と分断され、状況が分からないまま時間が過ぎていった。子どもであった私のことは置き去りのまま、支援が進んでいった。
- ▶ 家族のケアは子どもらしくいたい気持ちを抑えながらしているので、大人側からポジティブな面を聞かれると、「あなたさえ、いい子で居たら丸く収まるんだ」というプレッシャーになり、余計に心を閉ざしてしまうように思う。
- ▶ 関係が築けている人が聞くかどうかであり、関係がない人から聞かれたらやはり反発する。何で答えないといけないのか、答える事で誰かが家に入ってくるのではないかと、これ以上ぐちゃぐちゃしないでくれ、とも思う。

（出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック）

第3章 ヤングケアラーの支援について

条例
第9条
2号 関係

条例
第12条
関係

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しづらい構造でありながら、福祉、介護、医療、学校、関係機関における研修等は十分ではなく、地方自治体での現状把握も不十分であることが指摘されています。そのため、本市においては、事実確認票（本市独自様式）を活用してヤングケアラーの個々の状況を把握するとともに、ヤングケアラー及びその家族の意向なども考慮した上でアセスメントを実施し、見守りや必要な支援を行っていきます。

なお、ヤングケアラー本人が支援を必要としないと表明している場合でも、子どもの権利が守られているかという視点を考慮して総合的に判断する必要があります。

1 ヤングケアラー支援を検討する際に求められる情報

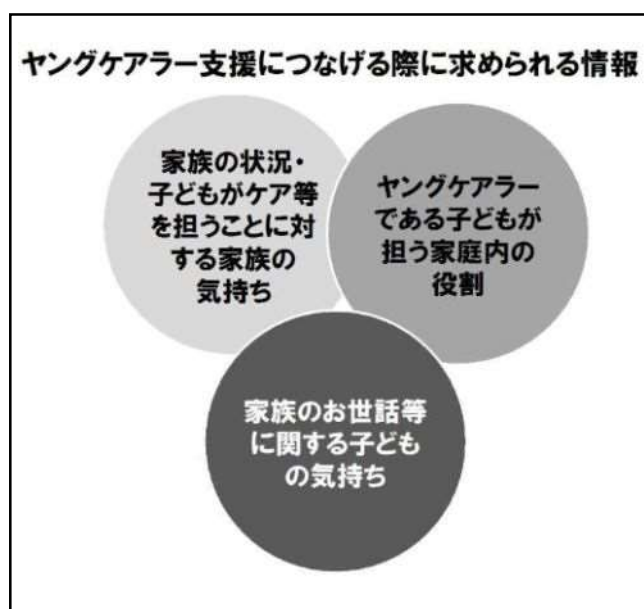
◇ヤングケアラーである子どもが抱える問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、子どもがヤングケアラーの状態に置かれている背景を把握し、子どもの負担を少しでも軽減していくためには、

子どものみならず、家族全体を捉える視点が重要です。

◇ただし、支援者の視点では必要と思われたとしても、

子どもや家族が支援を望まない場合があります。

ヤングケアラー支援を考えていく際には、家族の情報や子どもが担う家庭内の役割のほかに、子どもや家族の気持ち・意思を十分確認することが望まれます。



（出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック）

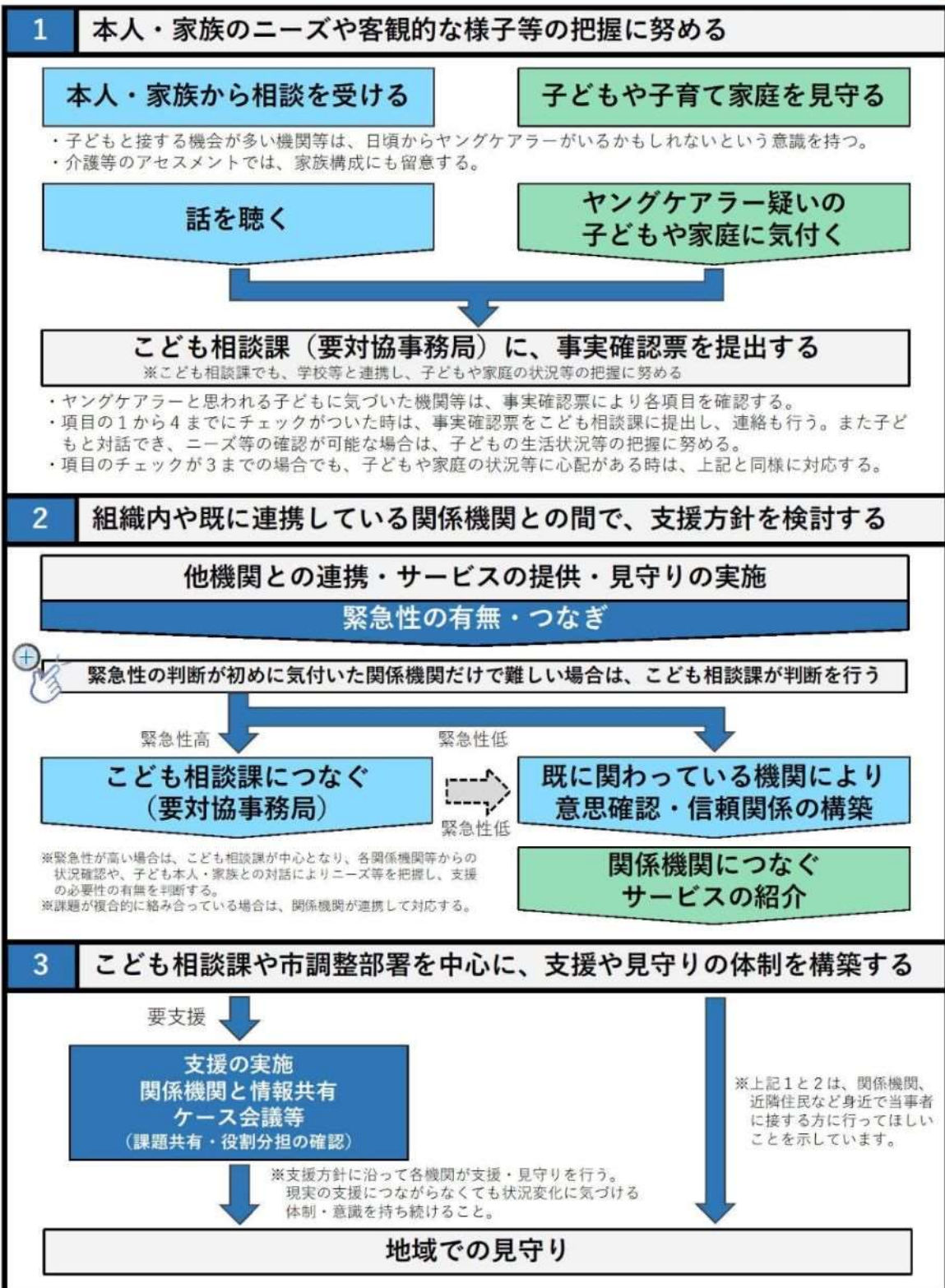
2 ヤングケアラー支援の流れ



表面化づらいという特徴があるヤングケアラーに対しては、子ども又は家族と接点を持つ機関等がその可能性に気付けるようにしておくことが重要です。普段から「ヤングケアラーがいるかもしれない」という意識を持つことが求められます。

【機関別のフロー図は第5章（P.21～P.24）をご参照ください。】

基本的なヤングケアラー支援の流れ



ヤングケアラー事実確認票（※Q&Aを【巻末資料2】P.38に掲載しています。）

こども相談課宛て

FAX 0144-34-4777

E-mail: kodomosodan@city.tomakomai.hokkaido.jp

関係機関名

記入者名

ヤングケアラー事実確認票【関係機関用】

●ヤングケアラーとは（本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子ども）と捉えています。

- ・以下の項目の1から4までにチェックがついた時は、事実確認票をこども相談課に送付してください。子どもと対話しニーズ等の確認が可能な場合は生活状況等の把握をお願いします。
- ・項目のチェックが3までの場合でも子どもや家庭の状況等に不安や心配があるときは、同様に事実確認票を送付してください。

1 ケアをしているのは誰か

- ☐ 学校名 小・中・高（学年 ）・その他（ ）
- ☐ 氏 名 （性 別） 男・女



2 ケアされているのは誰か

- ☐ （親・祖父母）父・母・祖父・祖母
- ☐ （きょうだい）兄・姉・弟（ 歳）・妹（ 歳）
- ☐ （その他） 伯父・伯母・叔父・叔母・その他



3 どんなケアをしているのか（具体的に）

- ☐ 家事（炊事・洗濯・掃除）
- ☐ 一般ケア（服薬・着替え・移動の介助など）
- ☐ きょうだいの世話
- ☐ 感情面のサポート（感情状態の観察・見守り、元気づけなど）
- ☐ 家庭の事情によりアルバイトをしている（生活費等の援助）
- ☐ その他（請求書等の整理・生活費の管理・通訳など）



4 ケアによる学校生活等への影響はあるか（子どもの権利への影響）

- ☐ （出欠等）欠席・遅刻・早退など
- ☐ （学習等）成績が落ちた・授業に集中できないなど
- ☐ （その他）部活ができない・自分の時間がとれない・孤独を感じるなど



5 ケアに対する支援・協力はあるか（可能性を含む）

- ☐ 【公的サービス】障害・介護・その他
- ☐ 【親族・知友人】父・母・祖父・祖母、兄・姉・おじ、おば、その他（ ）



6 子どもは、ケアについて誰かに話せているか。どうなりたいと思っているか。

苫小牧市健康こども部こども相談課（Tel.32-6369）

3 ヤングケアラーを把握するためのアセスメントに必要な視点

ヤングケアラーへの支援は、子ども自身と問題点やニーズを共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していくものであり、そこが命の安全確保が最優先である被虐待児への対応と大きく異なる点です。

【第6章各種ツール（P.25～P.29）をご活用ください。】

(1) 子どもがサポートしている状況や内容はどうか

- ◆ヤングケアラーであることが確認された場合は、「子どもがサポートしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認します。
- ◆子どもが自身の能力で対応できる「責任のそれほど重くないサポート」を行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることがあります。

入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の身体を持ち上げるなどの身体的介護、ケアの相手の生命に関わるケアや感情面のサポートなどは、子どもにとって身体的・精神的な負担が大きく、子どもが行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高くなります。

(2) 子ども本人の認識や意向はどうか

- ◆ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら支援につなげていくことが重要です。
- ◆子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、家族のケアにやりがいを感じている場合もあります。客観的な立場から子どもの様子・状況を確認した上で、子ども自身がヤングケアラーであることをどうしたいと思っているかを把握することが必要です。
- ◆子どものメンタル面の状況を踏まえ、家族の状況をサポートしていることを誰かに話せているか、子どもが相談できる人、理解してくれると思える相手がいるかを確認してください。

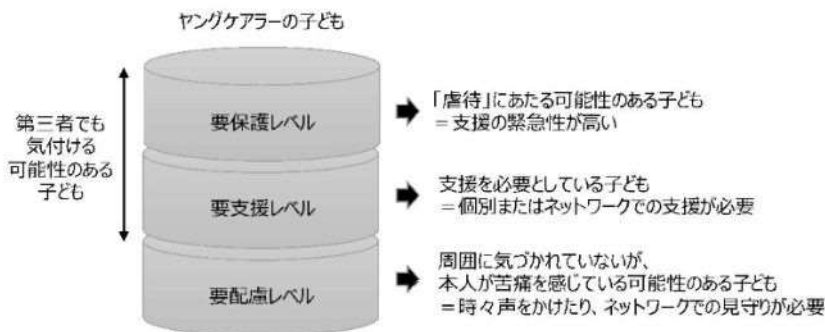
4 ヤングケアラーへの支援の必要性の判断と支援方針の検討

家族のケアやお手伝いをすることは素晴らしい価値がある一方で、適切な支援がなく、過度な負担により学業などに支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題となります。また、支援においては「ヤングケアラー＝悪いこと」や、家族介護が単に望ましくなく一律に解消されるべき問題であるといった価値観に基づく印象を与えないよう留意する必要があります。

(1) 支援の必要性の判断

アセスメントの結果、ヤングケアラーに子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し、子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。

【支援の必要性・緊急性の判断】



(出典：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン)

要保護レベルの基準

家事や家族の世話、介護、感情面でのサポート（以下「家事等」という）が「手伝い」というレベルではなく、年齢以上の負担を強いられている状態が恒常化していることに加え、①から③の全ての条件を満たした場合には児童虐待と判断すべきものと考えられる。

- ① 子どもにとって身体的・精神的な負担が大きい家事等を恒常的に担っている。（入浴介助や排泄の介助、被介護者の身体を持ち上げるなどの身体的介護、生命に関わるケアや感情面のサポートなど）
- ② 子どもが①を含むすべての家事等に携わることで「長期欠席、学業不振、部活動ができない」など直接的な影響（権利侵害）を受けている。
- ③ 保護者が公的サービスによる支援や親族等の私的な支援を拒否又は十分に受け入れないことにより、子どもに家事等の負担を強い環境を作っている。

(2) 支援方針の検討

- ◆ ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではありますが、本来担うべき大人が担えていないことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった高齢・障がい福祉等のサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠です。支援方針・支援計画はそれらの機関を含めた体制で実施することが重要です。
- ◆ ヤングケアラーを対象とした支援は、ヘルパー派遣やピアサポートなどの事業の利用だけでなく、ヤングケアラー本人に寄り添い、話を聴き、見守るということ自体も大切な支援と考えられます。ヤングケアラーと接点のある大人が声掛けを続けながら、話しやすい、素直な気持ちを伝えやすい雰囲気づくりを心掛けることも大切です。
- ◆ なお、ヤングケアラーを18歳未満の者と定義していますが、18歳を超えた場合であっても、一律に対象外とせず、担当部署に繋げるようにする必要があります。

第4章 連携支援の在り方について

条例
第13条
関係

北海道が実施した実態調査によると、「誰にも相談したことがない」との回答が8割近くを占めました。家庭内のデリケートな問題は「他人に知られたくない」といった性質上、相談窓口につながりにくいという傾向があることに加え、相談窓口や負担を軽減できるサービスなどが知られていない場合があることなどが考えられます。こうした課題を踏まえ、周囲がヤングケアラーにいち早く気付くことができる体制や、自発的な相談がしやすい環境づくりが必要であり、個々の世帯状況に応じて関係機関が適切に連携しながら支援を行うことが求められます。

1 連携体制

- ◇ ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすい特徴があります。例えば、精神障がいを抱える母親を支える小学生の子どもがおり、同居する祖母がいたとしても、祖父の介護があり母親を十分に助けられないという場合があります。
- ◇ その場合、母親に関しては精神障がいを担当する障がい福祉分野、祖父の介護については高齢福祉分野、子どもは所属する学校など、様々な機関・部署が関わっていくことになります。ただ、現実的にはそれぞれが個別に支援を行う可能性があり、多方面の課題を包括して把握し、支援する取組が必要です。
- ◇ ヤングケアラー支援は、ケア対象者（被介護者）の支援とケアを担う子どもの支援を一体的に行う必要があることから、高齢分野、障がい分野、児童分野、生活困窮分野、教育分野など地域の多機関が属性や世代を超え、協働して世帯への支援を実施する『重層的支援体制』の構築が望まれます。
- ◇ 具体的な支援にあたっては、総合的なアセスメントを通して対応する機関や部署が既存の支援を組み合わせながらケースごとにカスタマイズしていくことが求められます。

各機関・部署が相互に重なり合いながら、それぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考え、地域全体として当事者に寄り添い、伴走する支援体制を作り上げていくことが必要となります。

（出典：ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に

関するガイドライン案）



2 連携支援の心構え

ヤングケアラーが抱える悩みや負担は、その年齢や家族環境、ケアを必要とする家族の状態などによって様々であり、課題が複合化しやすい特徴があります。支援にあたっては、複数の機関・部署が横断的に関わっていくことが必要となり、状況に応じた個別の対応や多様な支援の組み合わせが求められることから、関係機関等による連携が非常に重要となります。なお、厚生労働省「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」の「連携支援十か条」（次ページ参照）が参考になります。

▶▶▶ 連携支援十か条

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとする~~こと~~はせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者（機関）連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること



<コラム3> ヤングケアラーである子どもやその家族と外部の関わりの例

子どもや家族の状況	子どもや家族の様子に気づき得る機関の例
子どもが学校に通っている場合	学校
子どもが地域の居場所等を利用している場合	子ども食堂、フリースクール、学習支援教室、児童館など
子どもやきょうだいが一時的保護・施設入所等から在宅に戻る場合	児童相談所、一時保護所、児童養護施設など
ケアの対象である家族が医療機関にかかっている場合	病院、診療所、訪問看護ステーションなど
ケアの対象である家族に障がいがある場合	相談支援事業所など
ケアの対象である家族が介護サービスを利用している場合	居宅介護支援事業所など
経済的に困窮している世帯の場合	福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関など
子どもも家族も外部との関わりがない場合	地域住民、民生委員・児童委員、主任児童委員など

（出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック）

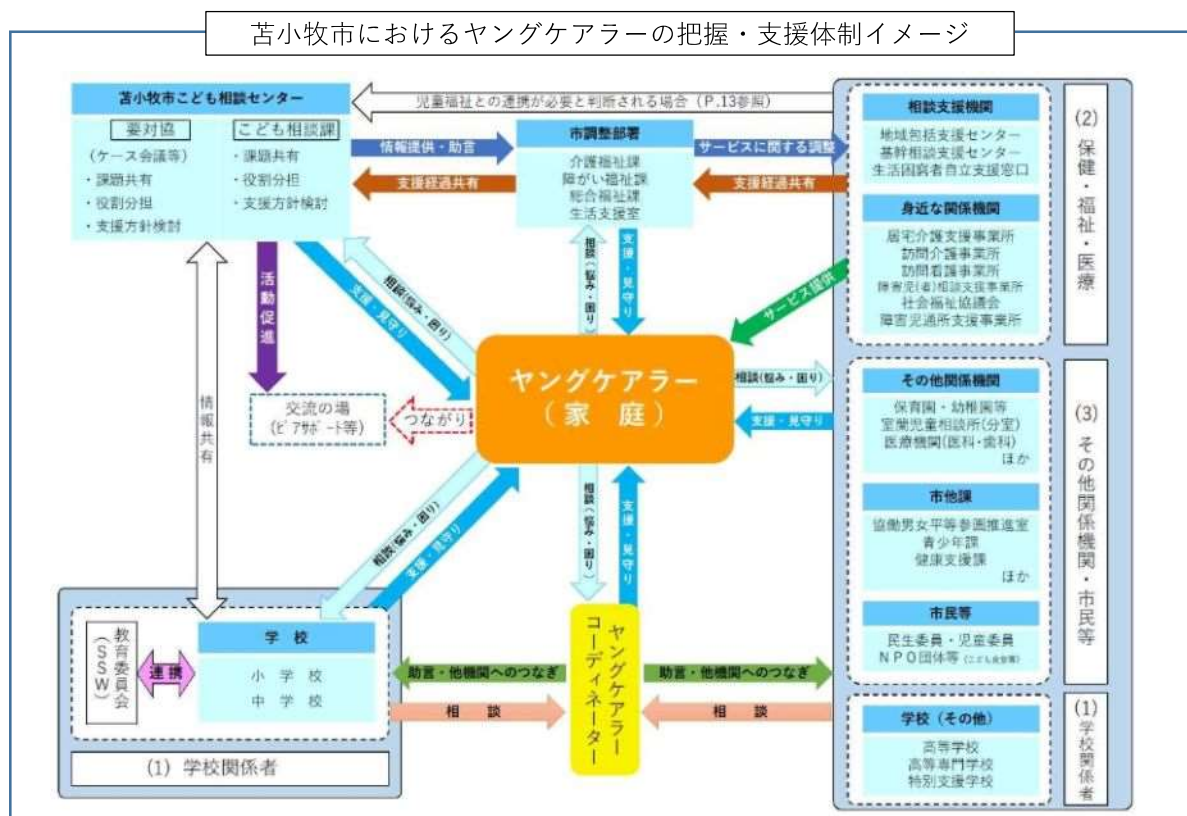
3 主な関係機関の役割

(1) 子どもに関わる分野

児童福祉分野	関係機関	こども相談課、児童相談所、児童家庭支援センター
	役割	子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に対応するほか、関係機関とともに状況を把握し、福祉サービスにつなげる
教育・保育分野	関係機関	学校、教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園
	役割	本人と接する時間が長く、ヤングケアラーの発見・把握で重要な役割を持つ
地域関係者	関係機関	児童クラブ、障害児通所支援事業所、民生委員・児童委員、子ども食堂ほか
	役割	身近な場所で家族（ヤングケアラーを含む）を支える役割を担うとともに、適切な遊びの場や生活の場、地域交流の場を提供する

(2) ケア対象者に関わる分野

障がい福祉分野	関係機関	障がい福祉課、障がい者相談支援事業所など
	役割	障がいに関する相談に対応し、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等を行う
高齢者福祉分野	関係機関	介護福祉課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など
	役割	高齢者に関する相談に対応し、介護サービスの利用調整や家族状況の把握等を行う
その他の保健・福祉分野	関係機関	健康支援課、生活支援室、こども支援課ほか
	役割	家族の健康支援、生活保護、ひとり親家庭等に関する相談に対応し、必要に応じて関係機関との情報共有や連携した支援を行う
医療分野	関係機関	病院、診療所、訪問看護ステーション
	役割	ケア対象者や子ども本人への医療的ケアを行う



(3) 分野別の支援体制

I. 身近な関係機関	II. 支援の主な担い手	III. 連携の推進役（市）
1 高齢者支援		
(1) 居宅介護支援事業所	(1) 地域包括支援センター	介護福祉課
(2) 介護サービス事業所	(2) 居宅介護支援専門員等	
(3) 医療機関、訪問看護事業所		
2 障がい者支援		
(1) 相談支援事業所	(1) 基幹相談支援センター	障がい福祉課
(2) 障害福祉サービス事業所	(2) その他	
(3) 医療機関、訪問看護事業所 地域生活支援拠点等	基幹相談員等	
3 生活支援		
(1) 市町村社会福祉協議会	(1) 生活困窮者自立相談支援機関	総合福祉課
(2) 民生委員・児童委員		
4 児童支援		
(1) 学校、教育関係機関	(1) 要保護児童対策地域協議会	こども相談課 (要保護児童対策地域協議会事務局)
(2) 民生委員・児童委員、 こども食堂等	(3 6 機関)	



<コラム4> 初期対応のポイント

	ポイント	視点ごとの留意点、確認のポイント
1	支援に必要なアセスメントを行う	❖ ヤングケアラーや家族などが行うケア内容や時間を把握し、必要なケアの全体像とヤングケアラーが担っている部分を整理する。 ❖ ヤングケアラーの身体的、精神的な健康状態を把握する。 ❖ 教育を受ける権利など子どもの権利が守られているかを把握する。
2	ヤングケアラーだけでなく、家族全体へのアプローチが必要だと理解する	❖ ヤングケアラーが直面する課題に対しては、ケア対象者を含む家族全体へのアプローチが必要
3	伴走支援の視点を持つ	❖ 状況把握を急ぐあまり、ヤングケアラーや家族の意思を尊重できず、支援者との関係性がこじれてしまわないよう留意する。 ❖ 焦らず、意思決定のサポートをしながら本人や家族に寄り添い、定期的な関わりを続けていくことが必要
4	プライバシーへの配慮	❖ 学校のクラスメイトなど本人以外の第三者に知られないよう、プライバシーに十分な配慮が必要 ❖ 本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家族に伝えることは原則的にしない。
5	個人情報の共有に関する同意	❖ ヤングケアラーの家庭状況やその他の情報を他の関係機関や専門職と共有することについて、ヤングケアラー本人の同意を得ること。本人に同意を得た後、保護者の同意を得ることが望ましい。

（多機関・多職種によるヤングケアラー支援マニュアルより抜粋）

4 情報共有に関する考え方

(1) 個人情報の取扱い

◇要保護児童対策地域協議会において支援対象児童としてヤングケアラーを取り扱う場合は、構成機関に情報を共有することができます。

(対象) 要保護児童^{※1}、要支援児童^{※2}

※1 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

※2 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童



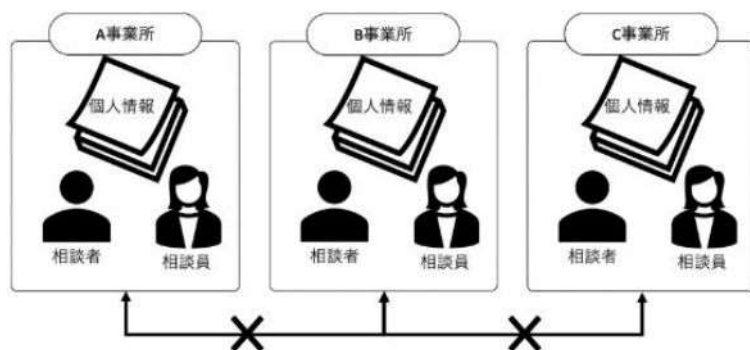
※要保護児童対策地域協議会では、協議会自体に『守秘義務』があるため、事務所の枠を超えて情報共有が可能（本人同意は必ずしも必要ではない）

◇上記以外に福祉サービスなどを利用している場合でも、既存の会議体において、構成員における守秘義務に関する規程が設けられている場合は、その会議体において情報を共有することが考えられます。



※障がい福祉サービスなどを利用している場合、本人の同意の基で開催されているサービス担当者会議などにおいて、情報を適切に取り扱い、サービスを利用している事業者間で共有することは可能

◇上記を除き、自機関で入手した個人情報を多機関に共有する場合、ヤングケアラーである子ども本人や家族の同意を得ることが求められます。



※本人の同意がない限りは、事業者間で情報を共有することは、原則不可

※児童虐待等を疑う場合の児童相談所等への通告は、守秘義務違反にはなりません。

◇そのほか、ヤングケアラー自身が何らかの支援事業に参加する場合、その参加申請の際に、あわせて支援に必要な場合に個人情報を関係機関に共有することについて同意を取得する方法もあります。

（出典：児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き）

(2) 情報共有における留意点

- ◇ヤングケアラーへの支援を検討するにあたり、個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。
- ◇本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう、といった工夫が考えられます。
- ◇本人や家族の同意が得られる場合には、事前に、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報を共有することになることを説明するのが良いでしょう。
- ◇ただし、家族の同意が得られない場合でも、「要支援児童」と思われる場合には、同意がなくても情報共有は可能となります。

(出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)

【児童福祉法による情報提供】

(個人情報取扱いの例外)

児童福祉法第21条の10の5第1項では、関係機関が支援を要する児童を把握した時は市区町村への情報提供に努めることが規定されています。個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号では、利用目的による制限及び第三者提供の制限により個人情報の取扱いに制限が規定されていますが、一方で法令に基づく場合には適用されないと規定されています。したがって、関係機関が「支援を要する児童と思われる」と判断した場合には、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にはなりません。

(参考：平成29年3月31日雇児総発0331第9号、雇児母発0331第2号)

(出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)

(3) 本人や家族の意思を確認する際のポイント

- ◇児童虐待が疑われるやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重します。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想を知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられます。
- ◇ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割があります。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もあります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの思いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要です。

(出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル)

(4) 子どもアドボカシーについて ～子どもの声を聴く～

『アドボカシー』は「参加する権利」を保障するものです。子どもたちの声を聴き、意見表明を支援し代弁する活動が『子どもアドボカシー』と呼ばれています。ヤングケアラー支援においても大切な考え方になります。

子どもアドボカシーとは

◇アドボカシー（advocacy）は、ラテン語の「ad（誰かに向かって）＋「Voco（呼ぶ）」を語源とする言葉であり、英語で言えば「to call」（声をあげる）という意味になります。

◇権利を侵害されている子どもたちのために「声をあげること」がアドボカシーの本質です。

子どもアドボカイトのはたらき

◇子どもアドボカシーを実践する人を「子どもアドボカイト」といいます。

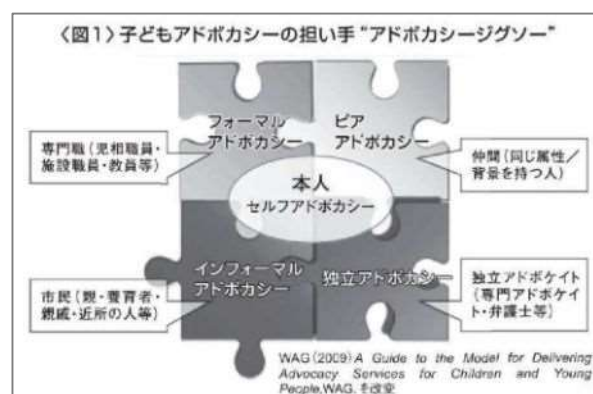
◇「子どもアドボカイト」は、子どもから思いや願いを聴き、子どもが思いや願いを自分で言えるように助けたり、子どもに代わって言ったりすることを通じて子どもの権利（基本的人権）を守るはたらきをすることになります。

子どもアドボカシーの担い手と対象

子どもアドボカシーの担い手は5種類あります。

（図1参照）

- ①子ども自身:アドボカシーの中心となるアドボカイト
（当事者自身が発信し行動）【セルフアドボカシー】
- ②親や親族など身近な大人【インフォーマルアドボカシー】
- ③子どもに関わる仕事をしている人たち（児相職員、施設や病院の職員、学校の教職員など）
【フォーマルアドボカシー】
- ④同じ背景を持った仲間・経験を持つ若者など
【ピアアドボカシー】
- ⑤利害関係のない第三者（専門アドボカイト、弁護士など）【独立アドボカシー】



出所:堀正嗣(2020)「子どもアドボカシーとは」『世界の児童と母性』(88), 9 ページ

子どもアドボカシーをめぐる動き

◇子どもアドボカシーの対象は、児童福祉法の改正により社会的養護の子どもがメインとなります。

【社会的養護】

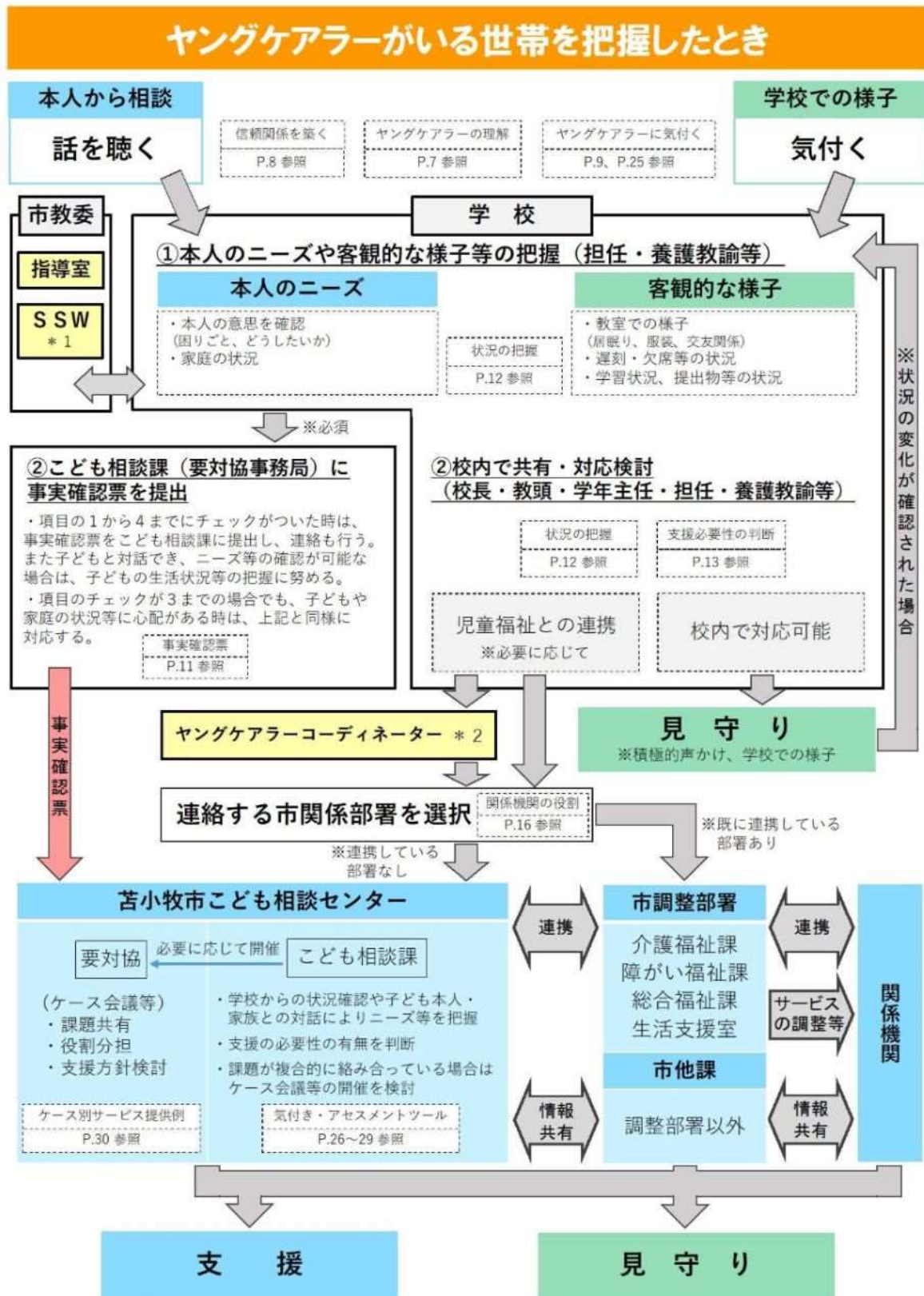
保護者に代わり児童を公的責任で社会的に養育すること（児童養護施設、里親等に措置）

◇意見表明は子どもが有している権利です。社会的養護の子どもに限らず、家庭の中にもなかなか自分の声を聞いてもらえないと感じている子どもがいます。子どもの声を社会に反映させるためには、あらゆる子どもに対して「子どもアドボカシー」が必要です。

保護者や教師など子どもに関わる全ての人が子どもアドボカシーについて理解し、子どもの声を聞くことで、子どもを尊重した社会を実現できます。

第5章 ヤングケアラーから相談を受けた・気付いた際の対応

(1) 学校関係者のフロー

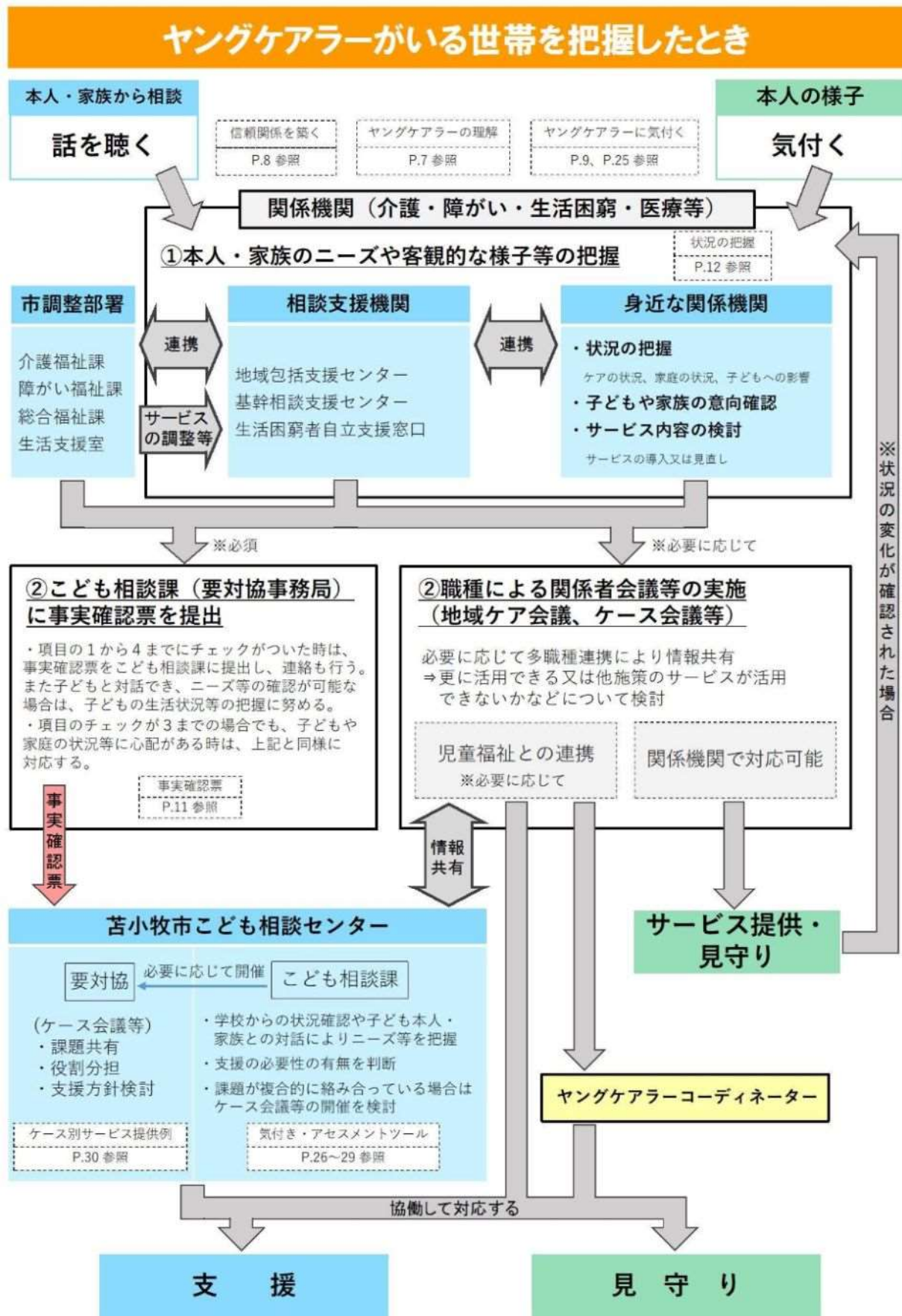


* 1…「スクールソーシャルワーカー」の略

* 2…地域の関係機関から相談・依頼を受け、適切な支援やサービスへのつなぎを担う調整役として、北海道が配置しています（「いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく」が担当）

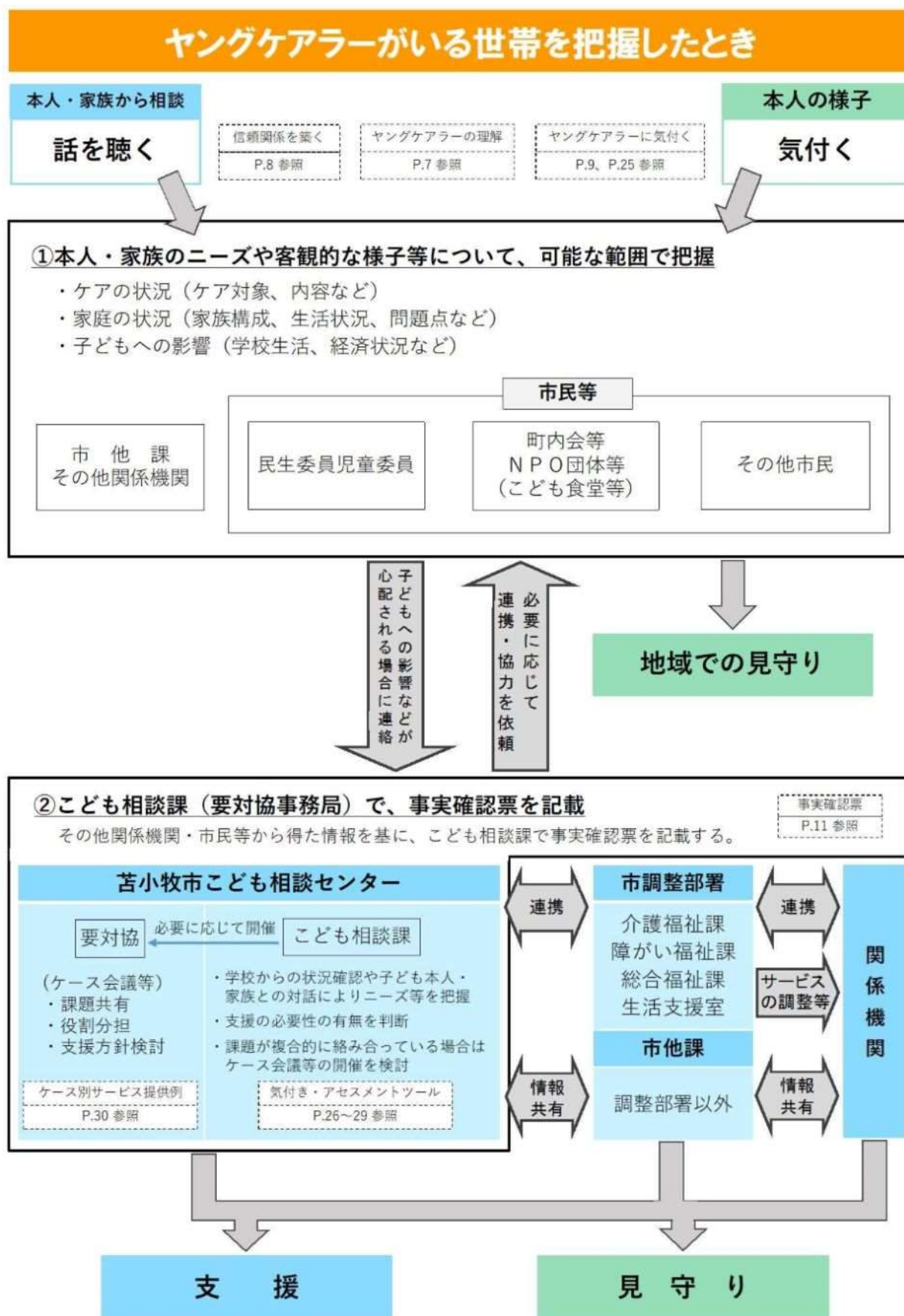
【注】状況に変化があった場合には、再度アセスメントを実施し対応を検討

(2) 保健・福祉・医療関係者のフロー



【注】状況に変化があった場合には、再度アセスメントを実施し対応を検討

(3) その他関係機関・市民等のフロー



関係機関							市	市民等
学校		障がい・介護・生活困窮・医療						
市教委	その他	相談支援機関	身近な関係機関	その他関係機関	調整部署	他 課		
(1)学校関係者のフロー	(3)その他関係機関・市民等のフロー	(2)福祉・介護・医療等関係者のフロー	(2)福祉・介護・医療等関係者のフロー	(3) その他関係機関・市民等のフロー	(1)学校関係者のフロー (2)福祉・介護・医療等関係者のフロー (3)その他関係機関・市民等のフロー	(3)その他関係機関・市民等のフロー	(3)その他関係機関・市民等のフロー	
小学校 中学校 義務教育学校	高等学校 高等専門学校 中等教育学校 特別支援学校	地域包括支援センター 基幹相談支援センター 生活困窮者自立支援窓口	居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 訪問看護事業所 障害児（者）相談支援事業所 社会福祉協議会 障害児通所支援事業所	保育園 幼稚園 苫小牧警察署 室蘭児童相談所苫小牧分室 医療機関（医科、歯科） ウィメンズ結 チャイルドサポート・こあら クローバーの会 いぶり・ひだか児童家庭支援センターしずく	介護福祉課 障がい福祉課 総合福祉課 生活支援室	市立病院 消防本部 青少年課 男女平等参画推進室 健康支援課 発達支援課 こども育成課 こども支援課	民生委員・児童委員 町内会等 NPO団体等（子ども食堂等） その他市民	

第6章 各種ツール

ヤングケアラーに気付くきっかけの例

分野	きっかけの例
学校関係者	☐ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である ☐ 遅刻や早退が多い ☐ 保健室で過ごしていることが多い ☐ 提出物が遅れがちになってきた ☐ 持ち物がそろわなくなってきた ☐ しっかりしすぎている ☐ 優等生でいつも頑張っている ☐ 子ども同士よりも大人と話が合う ☐ 周囲の人に気を遣いすぎる ☐ 服装が乱れている ☐ 児童・生徒から相談がある ☐ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている ☐ 保護者が授業参観や保護者面談にこない ☐ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
保健・福祉・医療関係者	☐ 家族の介護・介助をしている姿を見たことがある ☐ 日常の家事をしている姿を見たことがある ☐ 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる ☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある （平日に学校を休んで付き添いをしている場合等） ☐ 来院時などに本人の身なりが整っていない、虫歯が多い
その他関係機関 市民等	☐ 学校に行くべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある ☐ 毎日のようにスーパーで買い物をしている ☐ 毎日のように洗濯物を干している ☐ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している ☐ 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する ☐ 子ども食堂での様子に気になる点がある ☐ 生活のために（家庭の事情により）就職やアルバイトをしている ☐ ごみに関する問題が発生している ☐ 家賃不払いにより自宅を退去している ☐ 子どもが親の通訳をしている

（出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル）

ヤングケアラー気付きツール（子ども向け）

ヤングケアラー気付きツール（子ども向け）

【目的】

子ども本人との接点の中で、ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認する視点を示し、ヤングケアラーに早めに気付くようにする。（必要に応じヤングケアラーアセスメントツールの利用につなげる）

【使用場面例】

子どもとの接点のある大人（分野問わず）が子どもとの会話の中などで確認する。

項番	ヤングケアラー気付きツール（子ども向け）質問項目
1	あなたは、（大人の代わりに、）家族（病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど）のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを日常的にしていますか？
①	（更問）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事のために、自分のこと（遊びや勉強、部活など）が後回しになることがありますか？
2	なにか困っていること、心配や不安になったりすることはありますか？（家族のこと、友達関係のこと、勉強のこと、学校のこと（遅刻、早退、欠席など）、将来のこと、生活のこと（食事や睡眠）、お金のこと、何でも）
3	自分のための時間（遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど）がない、または、少ないと感じたりすることはありますか？
4	体調が悪くなったり、疲れてしまったり、こころが苦しくなることはありますか？
①	（更問）食べられなくなったり、眠れないことはありますか？
②	（更問）逃げ出したい、消えてしまいたいと思うことはありますか？
5	あなたの周りに、あなたの気持ちを理解してくれる人や相談できる人はいますか？
①	（更問）その人に相談したことはありますか？
6	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを一緒にやったり、手伝ってくれる人は周りにいますか？
①	（更問）（もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを誰かに手伝ってもらいたいですか？
7	（また別の機会に、）あなたのことや家族のこと、家族のお世話などをしてどのように感じているかなどについて、もう少しお話を聞かせてもらえませんか？何か私たちにできることはないか、一緒に考える時間をもらいたいと思っています。

（出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック）

ヤングケアラー気付きツール（子ども向け）の視点

【目的】

「ヤングケアラー気付きツール（子ども向け）」では、次の視点及び項目で子どもの状況を確認する。

視 点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
子どもが行うケア等の状況	子どもがヤングケアラーと考えられる家庭内の役割を担っているか及びそれをせざるを得ない状況を確認	幼い頃からケアを行っている場合、ケアをしているという認識がない場合もある点に留意が必要	項目 1
子どもの困り感	家族、友達、勉強、学校、将来、生活、お金など広く困り感を確認	子どもが抱える困りごとがケアに起因するか否かの判断が難しい場合があるため、広く確認する。	項目 2
子どもの権利が守られているか	子どもの主観的な気持ちを聞く中で、子どもの権利が守られているかを確認	ケア等をする子どもが負担に感じている様子があれば、見守り時の声かけの頻度を上げるなど、状況の変化に気付くよう留意が必要	項目 3, 4
心身にかかる負担の程度	心身の不調、対応の緊急性の確認	希死念慮等が確認された場合、子どもの意思にかかわらず、適宜、養護教諭等の専門職と相談し、緊急性を判断して対応する。	項目 4
子どもの孤立の状況	子どもが、周囲に助けを求めることができる状況にあるかを確認	子どもが孤立している様子があれば、見守り時の声かけの頻度を上げるなど、状況の変化に気付くよう留意が必要	項目 5, 6
その他	子どもがさらに詳細な話を聞かせてくれる（現状からの変化を望む等）かを確認	・子どもが、より詳細な内容を話すことに同意した場合はヤングケアラーアセスメントツールの活用につなげる。 ・子どもの孤立、子どもの権利が守られていない等が懸念される場合であっても、詳細な話をすることを拒む場合は支援につなげることを焦らず、子どもの気持ちに寄り添い、子ども自身が変化を望むまでは子どもとの関係構築に努める。	項目 7

ヤングケアラー気付きツール（大人向け）

【目的】

家族（ケアの受け手）への支援の中で、ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認する視点を示し、ヤングケアラーに早めに気付けるようにする。

【使用場面例】

家族（ケアの受け手）への支援などで客観的に子どもの状態を見聞きする立場の大人が確認する。

ヤングケアラー気付きツール（大人向け）

項 番	ヤングケアラー気付きツール（大人向け）質問項目
1	（18歳未満の子どもや若者が、）以下のような、本来大人が担うと想定されている（通常のお手伝いの範囲を超える）ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか？
A	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている（服薬管理やその他の身体介護も含む）。
B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（日常的な要望への対応など）。
C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
D	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている（話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）。
E	（認知症や精神疾患などで）目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
F	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
G	幼いきょうだいの世話をしている。
H	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳（第三者との会話のサポートなど）をしている。
I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
J	家計を支えるために働いて、家族を助けている。
K	その他、子どもの負担を考えたときに気になる様子がある。
2	その子どもが行う上記のような家族へのケアや家事と一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見受けられますか？
3	その子どもは、家族へのケアや家事によって学校（部活含む）に通えていない、または遅刻や早退が多いように見受けられますか？（子どもが保育所、認定こども園、幼稚園に所属する場合も含む）
4	家族へのケアや家事が理由で、その子どもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか？（元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になることがある等）
5	その子どもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか？
6	（1～5の状況を踏まえ）ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、子どもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげることが求められます。その際に他機関の手助けが必要ですか？（子どもの気持ちを確認する際はヤングケアラー気付きツール（子ども向け）やヤングケアラーアセスメントツールの活用をご検討ください）

（出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック）

ヤングケアラー気付きツール（大人向け）の視点

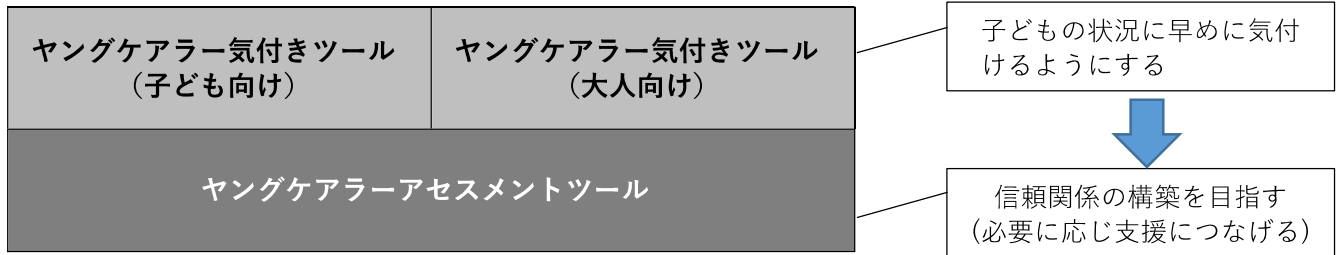
【目的】

「ヤングケアラー気付きツール（大人向け）」では、次の視点及び項目で子どもの状況を確認する。

視 点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
子どもが行うケア等の状況	子どもが、ヤングケアラーと考えられる範囲の家庭内の役割を担っている様子があるかを確認	客観的な観察によって、すべての項目を確認することは困難と考えられるため、あくまで確認できた範囲での情報	項目 1
子どもの孤立の状況	子どもが、もしもの時に周囲に助けを求めることができる状況にあるのかを確認	子どもが孤立している様子があれば、状況の変化に気付けるよう留意が必要	項目 2
子どもの権利が守られているか	子どもの客観的な状況を観察するなかで、子どもの権利が守られているかを確認	ケア等をするを子どもが負担に感じている様子があれば、見守り時の声かけの頻度を上げるなど、状況の変化に気付けるよう留意が必要	項目 3
ケア等の影響	子どもが家庭内の役割を担うことによる心身への影響を確認		項目 4
家族の関係性	子どもが家族に必要以上に気を遣っている様子があるかを確認	子どもに負担がかかっていることを家族が隠したがったり、家族の状況をよく見せようとしている可能性もあることに留意が必要	項目 5
その他	多機関連携の必要性を確認	多機関での見守りや子どもの様子を確認する必要がある場合は市や学校等との連携を図る。	項目 6

ヤングケアラーアセスメントツール

◆各種ツールの位置付け



ヤングケアラーアセスメントツール

【目的】

子どもと接点のある大人が、子どもとの信頼関係を構築するための会話の視点を示すこと。ひいては、子どものそばに、子どもが素直な気持ち（ニーズ等）を話せる大人がいる環境を作る。

【使用場面例】

子どもと接点のある大人（分野問わず）が子どもとの会話の中などで確認する。
（学校の場合、教育相談の際、定期的な相談の場面、保健室での相談場面、スクールソーシャルワーカー等との面談時等で活用）

項番	ヤングケアラーアセスメントツール質問項目
I あなたの家族について	
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族の状況を、わかる範囲で教えてください（病気や障がいの状況、幼いなど）。
II 家族（病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど）のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて	
4	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などとして、普段、どのようなことをしていますか。
A	障がいや病気のある家族のお風呂やトイレの手伝い、お薬の管理などをしている。
B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（頼まれごとをするなど）。
C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
D	がん・難病・心の病気などの家族のお世話をしている（話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）。
E	（認知症や心の病気などで）目を離せない家族の見守りや声かけをしている。（心配したり、気にかけている場合を含む）。
F	障がいや病気のあるきょうだいのお世話や見守りをしている。
G	幼いきょうだいのお世話をしている。
H	日本語以外の言葉話す家族や障がいのある家族のために通訳（他の人と話をするときの手伝い）をしている。
I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
J	家計を支えるために働いて、家族を金銭的に支えている。
K	その他
5	学校のある日に、家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などはどれくらいしていますか。1日あたりのおおよその時間を教えてください。
①	（更間）休日の場合はどうですか？
②	（更間）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事をする頻度はどれくらいですか？（毎日、週／月に何日程度など）
6	家族へのお世話や気持ちを聞くなどのサポートはいつからしていますか？（小学生になるより前、小学生／中学生／高校生の頃など）
①	（家族が病気や障がいを持つ場合の更間）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由や家族の体調などについて、周りの大人から、わかりやすく話してもらったことがありますか？
②	（家族が病気や障がいを持つ場合の更間）お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由について、お世話やサポートが必要な家族と話したことはありますか？
7	この先も今と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを続けることに不安がありますか？
8	お手伝いが必要な家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて、あなたと一緒にしている家族や親戚、頼りにできる人はいますか？

III 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをすることの影響	
9	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするこで感じる気持ちや、体調面で気になることがあれば教えてください。
A	ストレスを感じる。
B	ひとりぼっちだと感じる。
C	家から逃げ出したいと思ったり、泣きたくなるほど、こころが苦しくなることがある。
D	自分のことをあまり気にかけることができなくなる。
E	身体に具体が悪いところがある（身体が痛い、頭が痛いなど）。
F	気分がすぐれないことが多い。
G	十分に睡眠をとれていない。
H	食欲がでない。
I	その他
9 ①	消えてしまいたいと思うことはありますか？
10	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするこであなたの生活にどのような影響があるかを教えてください。
A	学校を休んだり、遅刻してしまうことがある。
B	疲れて学校に行きたくない／行きたくなくなった（学校生活に悩みや不安ができた、などを含む）。
C	勉強や趣味、遊びなど、自分のための時間がない（足りない）と感じる（お世話をし始めてから減った、を含む）。
D	家族で過ごす楽しい時間（家族で出かける、家族で話すなど）が少ないと思う（お世話をし始めてから減った、を含む）。
E	その他
IV 「こうなりたい・したい」と思うこと	
11	あなたが「こうなりたい・したい」と思うことを教えてください。
A	（いまよりも）健康になりたい。
B	ストレスや不安な気持ちをなくしたい（減らしたい）。
C	家の事は忘れてゆっくりしたい。
D	自分が行っている家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを減らしたい。
E	遊びや部活、趣味など、自分のための時間を楽しみたい。
F	学校の授業や宿題、試験をがんばりたい（がんばるための時間がほしい）。
G	自分の将来や夢、進路について相談したい。
H	友達、先生や周りの人に、今の気持ちや、生活について知ってほしい。
I	自分と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをしている仲間（人）と話したい。
J	家族の病気や障がいのことを知りたい。
K	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族への上手な接し方やお世話の方法を知りたい。
L	自分の負担を軽くできるサービスを知りたい。
M	その他

（出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック）

ヤングケアラーアセスメントツールの視点

視 点	確認内容	視点ごとの留意点、確認のポイント	関連項目
I 家族の状況	家族構成やケアが必要な家族の状況等について確認	こどもは家族の状況を詳細に把握していない場合がある点に留意が必要	項目 1～3
II こどもが行うケア等の状況	こどもが家族のケアなど、ヤングケアラーと考えられる家庭内の役割を担うかを確認	幼い頃からケアを行っている場合、ケアをしている認識がない場合もある点に留意が必要	項目 4～8
III ケア等の影響	ケア等を行うこどもの影響、ケアに対してどう感じているか、こどもの気持ち等を確認	<u>ケアを行うこでのポジティブ影響はあるが、大人の側からそれを口にする、ポジティブに捉えることを押し付けられるかのように感じられる場合があるため、オープンクエスチョンなどで質問するなどの配慮が必要</u>	項目 9、10
IV 支援ニーズ	こども自身がどのような変化を求めているか（ニーズがあるか）を確認	・こどもがすぐの変化を望まない場合であっても、項目の例示を紹介しておくことで、こどもの選択肢を広げることにつながる（後でこどもから相談にくる可能性も考えられる）。 ・地域ごとに提供可能なサービスに合わせ適宜項目をカスタマイズすると支援へのつながりがスムーズになる。	項目 11

ケース別のサービス提供例

通番	ケース別	提供サービス・措置等の例
1	ヤングケアラー本人の息抜きが必要	◇居場所の提供 (子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等) ◇ケア対象者のレスパイト入院 ◇子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ◇子育て短期支援事業 (ショートステイ)(本人利用等)
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている	◇ヤングケアラー同士のピア・サポート ◇家族会(障がい等により様々な存在) ◇オンラインサロン
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要	◇カウンセリング ◇養護教諭、学校医による相談対応 ◇医療サービス
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている	◇養育支援訪問サービス (未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等) ◇ファミリー・サポート・センターの利用 (発達障害のあるきょうだいの登校支援等) ◇保育所の利用調整 ◇放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ◇乳児の一時預り(保育所等) ◇子育て短期支援事業(ショートステイ)(幼いきょうだいの利用等)
5	日常生活の支援をする	◇家事支援(ファミリー・サポート・センター等) ◇子育て世帯訪問支援臨時特例事業 ◇食事の提供 (フードバンクの利用、子ども食堂、NPO法人からの提供、民生・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等) ◇日用品の提供(経済的困窮のため) ◇自宅の清掃(関係機関と連携してのごみ屋敷解消等) ◇制服やカバンなどの支給 ◇金銭管理支援 ◇行政手続きの支援(自立支援関係手続等)
6	学習支援が必要	◇学校(学校と地域が連携して行う活動を含む)、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ◇教育支援センターやフリースクールの活用 ◇生活困窮世帯の子どもの学習支援 ◇進路相談
7	人生設計を一緒に考える大人が必要	◇キャリアカウンセリング ◇児童家庭支援センターへの相談 ◇ヤングケアラー同士のピア・サポート(年上の世代との交流) ◇学校の担任への相談

通番	ケース別	提供サービス・措置等の例
8	ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者	◇介護保険サービス (在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等)、施設入所等)
9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障がい等がある	◇障害福祉サービス等(居宅介護(家事支援を含む)の利用、通所事業所、施設入所等) ◇訪問看護(精神障害等で医療的支援を必要とする場合) ◇自立支援事業
10	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障がい等がある	◇訪問看護を含む医療サービス ◇通院サポート ◇レスパイトケアを目的としたショートステイ
11	経済的支援(経済的自立)が必要	◇生活保護受給 ◇生活困窮者自立相談支援機関の支援制度(居住確保等)の活用 ◇自治体の補助金の活用 ◇社会福祉協議会の総合支援資金の受給 ◇教育委員会の就学援助制度の活用 ◇奨学金の活用 ◇就労支援(家族からの子どもの自立、親の就労支援等) ◇障害年金受給 ◇傷病手当金受給
12	ヤングケアラーがケアをする対象者に日本語通訳が必要	◇行政等の通訳サービス ◇外国語による情報発信 ◇翻訳ツールの提供
13	ヤングケアラーがケアをする対象者に手話通訳が必要な場合	◇行政等の手話通訳派遣サービス ◇聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供
14	生活環境を一新する必要がある	◇母子生活支援施設への入所 ◇里親委託 ◇成年後見人手続の実施

(出典：ヤングケアラー支援に係るアセスメントツール等の使い方ガイドブック)

事例から支援の流れを学ぶ（参考事例）

『ヤングケアラー支援参考事例集』（北海道）より

【要支援レベル】＜事例①＞

1 ヤングケアラー本人

中学3年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○祖父（70代）、本人の2人世帯

○母親は、本人が小学6年生の時に脳梗塞になり車椅子生活、その後令和2年11月に再入院、令和3年10月に死去となった。

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○祖父は脚が不自由であり、10センチ以上の段差の昇り降りもスムーズにできない。

○祖父は飲酒量が多く、食事をあまり取っていない。また、病院の受診もしてなく健康状態が心配

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○夕食は祖父が作るが、その他の炊事、洗濯、掃除、買い物、除雪などは本人が行っている。

○叔母が母親代わりに協力しているが、祖父との関係性が悪く十分な支援ができていない。

5 発見時の状況等

発見した人	気が付いたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任	○本人との教育相談	○祖父の言うことが絶対 ○家に帰りがたがらない ○手作り料理が食べたい希望あり ○祖父と叔母の仲が悪い

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○家事の全般を担っている ○祖父の代わりに何でもする ○健康に不安のある祖父をケアしている	○叔母が時々家事や食事の支援 ○祖父が高齢者支援員等の支援を断っている	○家事など全てできるためヤングケアラーと認識していない ○担任や友人にも隠すことなく家庭の状況を話している

6 実際の支援内容

○教育委員会青少年課の主催による、関係機関を集めたケース会議の開催と支援体制の確立

○包括支援センター等が訪問を繰り返し、祖父への支援や介護保険などの支援を考えるようにさせる。

○叔母と包括支援センターが連携し、祖父の健康状態などを確認・通院の声かけを行う。

○受験などの学校に関することは、叔母に確認や支援をお願いします。

○担任や学年教員が、本人の様子を注意深く見守り、随時教育相談を実施する。

○本人が放課後に、学習したり友人と話したりする時間を持てるように柔軟に対応する。

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○子ども支援として、「養育支援ヘルパー」をいれることによる負担軽減（市子ども家庭課）

○中学校卒業後の家庭支援等について、子ども家庭課などの機関からの情報提供と具体的支援（市）

【要支援レベル】＜事例②＞

1 ヤングケアラー本人

高校1年生女子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○父親、本人の2人世帯

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○父親は頸椎損傷による上下肢麻痺、膀胱瘻、人工肛門によるストーマ装着。日常的にベッド上の生活。車椅子への移乗に見守り等の介助が必要な状態

4 ヤングケアラーの介護、支援の内容

○父親のストーマ交換（排泄物がたまったらトイレに捨てる）、衣類の交換の介助（汚れた時のみ）、家事全般（食器洗い、片付け等）、見守り（夜間は父親の近くで寝ている）

5 発見時の状況等

発見した人	気が付いたきっかけ	発見当時の問題点
○学級担任 右に記載のノート（1枚）を発見し、教頭に相談	○教室内で「死にたい」など自暴自棄な言葉をノート（1枚）に殴り書きしている様子を発見	○本人がヤングケアラーであるかもしれないという推察の弱さ ○入学当初の欠席や遅刻の原因分析の不足

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○父親が下半身不随（車椅子） ○同居家族は当該生徒のみ ○町内在住である親族と、父及び当該生徒との関係性 ○月曜日に遅刻をすること	○平日は1日4～5時間 ○福祉サービス利用状況 ・身体介護（清拭、洗髪、シャワー浴、便破棄等）週4回 ・家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物等）週2回 ・訪問看護（リハビリ等）週4回	○当初、父の世話をするのは当たり前（仕方ない）という捉え方 ○時間がたつ中で、辛さを表出し高校卒業後は自宅を離れ生活したいという意味が芽生えている。 ○外部にも相談できる相手（SC・町保健師）がいる。

6 実際の支援内容

○本人による、「世話をする上での大変なことリスト」の記入（負担感の大きさを自他共に理解しやすいためのもの）

○学校が上記に基づいて町の保健福祉課に連絡し、要対協開催を依頼

○要対協にて、関係者で情報共有及び問題点の整理、工夫・対策事項・役割分担等を明確化する

○父に対して：介護・福祉サービス内容変更の相談、町保健師による定期的な面談

○本人に対して：学校（教員）・SC・町保健師による定期的な面談の実施

7 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○父親、祖母、叔母等への保健師等による面談の継続（家族の協力）

○介護サービスの土日への導入を検討

○父親の自立に向けた支援

【要保護児童対策地域協議会とは】

通称「要対協」とも呼ばれ、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、児童福祉法に基づき設置しています。支援対象の児童及び保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うための、関係機関等のネットワークであり、参加者には守秘義務が課されます。

『山梨県ヤングケアラー支援ガイドライン』より

【要支援レベル】＜事例③＞

1 ヤングケアラー本人

高校2年生男子（以下、「本人」という。）

2 家族構成

○父親、母親、本人の3人世帯

3 介護、支援を要する家族の状況（病名等）

○父親は仕事が忙しく日中は不在

○母親は身体障害があり、本人が母親に代わり家事や、母親の身体的な介護、病院の付き添いなどのケアを担っている。

○本人は学校生活の中で精神的な不安定さが見られる。

4 発見時の状況等

発見した人	気が付いたきっかけ	発見当時の問題点
○学校	○本人からの相談	○精神的な不安定さがある ○表情が乏しい、家族に関する悩みを口に出している ○欠席が多い ○家事一般を行っている

ヤングケアラーの視点	発見当時のサポート実態	子ども本人の認識や意向
○母親に身体障害がある ○父親が多忙 ○本人が家事、身体的な介護、通院時の同行のサポートを担う	○平日は1日4時間、休日は終日サポート ○サポートは本人が中心で父親は夜間や土日に担う程度 ○福祉サービスなどの支援もない	○ヤングケアラーであることを認識していない ○家族の状況やサポートについて誰にも話せていない ○相談できる相手はいない ○精神的な不安を解消したい

5 実際の支援内容

○本人への支援

・学校内で養護教諭との相談体制を構築

⇒自分のこれまでの状況や現在の様子などを話すことで、少しずつ客観的に捉えられるようになり、落ち着いた状態が多くなってきている。

・学校内での対応が難しく、要対協につないだ（要対協における対応状況は不明）

○家族への支援における具体的な対応はない

6 追加で考えられる支援や負担軽減（一例）

○父親へのアプローチ

・学校生活に支障が出ていることや、母親の介護についての相談・提案（学校及び市町村で実施）

⇒父親との面談の実施により、父親に本人の状況を理解してもらうとともに、障害福祉サービスの利用について、障害者相談支援専門員等に相談するよう助言（市町村と連携して実施）

○母親への支援

・居宅介護サービスの利用により身体介護や通院、家事援助などの支援を検討

（障害者相談支援事業所で実施）

【巻末資料 1】 苫小牧市ヤングケアラー支援条例

（目的）

第1条 この条例は、ヤングケアラー及びその家族（以下「ヤングケアラー等」という。）の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民等、関係機関及び学校の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって児童の権利に関する条約に基づく児童の権利が確保されるとともに、ヤングケアラー等に気付き、見守り、及び孤立させない社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の援助を提供する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人等ヤングケアラーを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内に在学する者及び市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラー等に関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。

（基本理念）

第3条 ヤングケアラー等の支援は、全てのヤングケアラー等の主体性を尊重した上で、健康で文化的な生活を営むことができるよう行われなければならない。

2 ヤングケアラー等の支援は、ヤングケアラーが家族その他の身近な人への世話その他の援助を優先させることによりその後の人生にも影響が残り続けるおそれがあることに鑑み、児童の最善の利益が尊重され、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び自立が図られるよう行われなければならない。

3 ヤングケアラーの支援は、家族や身近な人との助け合いを尊重し、ヤングケアラー等の意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、孤立することのないよう、市、関係機関及び学校の連携及び協力の下、その家族の支援と一体的に行われ、かつ、地域全体で支え合うよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、ヤングケアラー等の支援を推進するため、市民等、関係機関及び学校と連携を図らなければならない。

3 市は、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、ヤングケアラーに関する情報を集約し、関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じて支援を行わなければならない。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーについての理解を深め、児童の最善の利益を考慮し、当該ヤングケアラーの年齢及び発達段階に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、市、関係機関及び学校に対して、家庭が抱える困難に応じた助言、情報の提供その他の必要な支援を求めることができる。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、ヤングケアラーの置かれている状況及びヤングケアラー等の支援の必要性について理解と関心を深めるよう努めるとともに、ヤングケアラー等に配慮した地域づくりに努めるものとする。

2 市民等は、ヤングケアラー等が孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、市が実施するヤングケアラー等の支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、業務を通じて日常的にヤングケアラー等に関わる可能性がある立場にあることを認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、ヤングケアラーと同居する家族に対して福祉サービス等を提供する場合において、家族への世話その他の援助に係るヤングケアラーの負担等に十分配慮するよう努めるものとする。

4 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラー等に対し、情報の提供、適切な支援を行う他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（学校の役割）

第8条 学校は、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーが学校生活等に影響する可能性があることを常に認識し、ヤングケアラーに早めに気付くことができるように努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

2 学校は、前条第4項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

（ヤングケアラーの支援）

第9条 市は、全てのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) ヤングケアラーにいち早く気付き、必要な支援につなげるための指針の策定に関すること。
- (2) 早めの気付き、相談及び支援に係る体制の整備並びにその周知に関すること。
- (3) ヤングケアラー等の支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
- (4) 交流の場の提供その他ヤングケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ヤングケアラー等の支援のために必要な事項に関すること。

（広報及び啓発）

第10条 市は、ヤングケアラーが置かれている状況についての理解及びヤングケアラー等の支援に関する知識が深まり、社会全体としてヤングケアラー等の支援が推進されるよう、保護者、市民等、関係機関及び学校に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

2 市は、ヤングケアラーにその自覚がない場合等により、ヤングケアラーの存在が表面化しづらい傾向にあることに鑑み、ヤングケアラーに気付くことができるよう、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて広報活動その他の普及啓発を行うものとする。

（人材の確保等）

第11条 市は、ヤングケアラー等の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、市、関係機関及び学校の職員の資質の向上を図るための研修等を行うことにより、人材の育成に努めるものとする。

（実態の把握）

第12条 市は、ヤングケアラー等に対する有効な支援につなげるため、ヤングケアラーにいち早く気付き、関係機関と連携して実態の把握に努めるものとする。



（体制の整備）

第13条 市は、ヤングケアラー等、市民等、関係機関及び学校からのヤングケアラーに関する相談に応じ、必要な支援につなげるための連携体制を整備するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第14条 市は、ヤングケアラー等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【巻末資料2】『ヤングケアラー事実確認票』作成にあたってのQ&A

Q 1 どんな場合に事実確認票を作成するの？

- A 1
- ・親やきょうだいなどの世話や家事（以下、「家事等」という）を日常的に行っている（可能性を含む）子どもの存在に気付いた場合に作成してください。
 - ・ヤングケアラーの存在、その可能性に「気付くこと」が、支援の始まりになると考えています。

Q 2

- ・どんなふうに作成すればいいの？
- ・子どもとの面接は必要なの？

- A 2
- ・1～6までの確認事項のうち、あなた（あなたの機関）が把握している範囲内でチェックを付けてください。
 - ・作成の段階では、子どもとの面接は必須ではありません。

Q 3 作成した後は、どうなるの？

- A 3
- ・1から4までにチェックが付いた場合は、事実確認票をこども相談課に送付することになります。
 - ・項目のチェックが3までの場合でも、子どもや家庭の状況などに不安や心配がある時は、同様に事実確認票をこども相談課に送付してください。

Q 4 どんな時に子どもとの面接が必要になるの？

- A 4
- ・1から4までにチェックが付いた場合は、学校生活等への影響を軽減、解消するための支援（サービス）を検討する必要がでてきます。
 - ・子どもが定期的に利用しているなど個別面接が可能な関係者や機関については家事等の詳細（内容、時間等）とそのことによる生活や心身への影響等について、面接により聞き取りをお願いします。
 - ・子どもとの直接的な接点がない機関については、把握できる範囲内で状況を確認するなどの見守りをお願いします。
 - ・子どもの状況変化に気遣いながら「見守ること」も大切な支援の一つであると考えています。

Q 5 子どもが支援を希望していない場合はどうなるの？

- A 5
- ・ヤングケアラー支援については、子どもの意思を大切にしながら伴走して支援をしていくことを基本としています。
 - ・子どもが支援（サービス）を希望しない場合は、子どもが定期的に利用している機関を中心に見守りをさせていただくことになります。
 - ・こども相談課と子どもとの面接が実現した場合でも面接内容を保護者（親など）に伝えることを拒否したときは、子どもの状況を見守らざるを得ないことになります。

Q 6 子どもや家庭状況に大きな不安や心配がある場合でも子どもが支援を希望しないときは、子どもの状況等を見守るしかないの？

- A 6
- ・ヤングケアラーについては、本人の意思を尊重して支援を進めることを基本としておりますので、子どもが支援を望まないとの意思を明確に示した場合は、子どもの状況等を注意深く見守らざるを得ないものと考えています。
 - ・但し、以下の全ての条件を満たした場合は児童虐待にあたるものと判断すべきであり、それらの状況が確認されたときは子どもの意思によらず、家庭への介入を検討することになります。
- ① 子どもにとって身体的・精神的な負担が大きい家事等（入浴や排せつの介助、被介護者の身体を持ち上げるなどの身体的介護、生命に関わるケアや感情面のサポートなど）を恒常的に担っていること
 - ② 子どもが家事等に携わることで「長期欠席、学業不振、部活動ができない」など直接的な権利侵害を受けていること
 - ③ 保護者が公的サービスによる支援や親族等の私的な支援を拒否または十分に受け入れないことにより、子どもに家事等の負担を強いる環境を作っていること

Q 7 ヤングケアラーの家事等と「一般的な家の手伝い」との違いがよくわからない

- A 7
- ・ヤングケアラーの家事等とは、「高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする家族その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、家事その他の援助」を指しています。「子どもの家事等」が家庭内の役割として固定化され、子どもが家事等をしないと家庭の日常生活が回らない心配な状態にあるものです。
 - ・「一般的な家の手伝い」とは、子どもが家事等をしなくても家庭生活に大きな支障がなく、子どもの意思により家事等を行うかどうかの選択が可能な状態にあるものです。

Q 8 子どもを見守っている中で、表情が暗くなった、疲れている様子が目立つなど状況の悪化が確認された場合は、どんな対応をとればよいか？

- A 8
- ・機関（組織）全体で子どもの現在の状況について情報共有をした上で対応を再検討していただくことになります。
 - ・その場合には、可能な限り子どもとの面接を実施し、現在の家事等の負担状況を確認するとともに「何に困っていて」「これからどうしたいのか」等を中心にニーズを把握することが必要です。
 - ・それらの整理により、見守りの継続かこども相談課等の他機関との連携か判断に迷う場合は、こども相談課にご連絡ください。

【問合せ先】

苫小牧市健康こども部こども相談課

〒053-0045

苫小牧市双葉町3丁目7番2号

苫小牧市こども相談センター内

TEL 0144-32-6369

FAX 0144-34-4777

e-mail:kodomosodan@city.tomakomai.hokkaido.jp

子どもの権利と 児童相談所の対応について

室蘭児童相談所苫小牧分室

宮田 顕一郎

子どもの権利の歴史的経過

○ 1918年 第一次世界大戦終結後

- 1924年 国連:児童の権利に関するジュネーブ宣言... .. 大戦の反省、受動的権利

○ 1945年 第二次世界大戦終結後

- 1946年 日本:日本国憲法
- 1947年 日本:児童福祉法
- 1948年 国連:世界人権宣言... .. 戦争被害等を受け、人権の尊重を宣言
- 1951年 日本:児童憲章... .. 子どもも基本的人権を持っている
- 1959年 国連:児童の権利に関する宣言... .. 最善の利益、権利の主体
- 1989年 国連:児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)... .. 能動的権利
- 1994年 日本:児童の権利に関する条約批准
- 2016年 日本:児童福祉法一部改正... .. 児童の権利の主体を明記

児童の権利に関する条約（日本は1994年に条約批准）

第1条(子どもの定義)

第2条(差別の禁止)

第3条(児童に対する措置の原則)

第4条(立法・行政その他の措置)

第5条(父母等の責任、権利及び義務の尊重)

第6条(生命に対する固有の権利)

第7条(登録、氏名及び国籍等に関する権利)

第8条(国籍等身元関係事項を保持する権利)

第9条(父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利)

第10条(家族の再統合に対する配慮)

第11条(児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去)

第12条(意見を表明する権利)

第13条(表現の自由)

第14条(思想、良心及び宗教の自由)

第15条(結社及び集会の自由)

第16条(私生活等に対する不法な干渉からの保護)

第17条(多様な情報源からの情報及び資料の利用)

第18条(児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助)

第19条(監護を受けている間における虐待からの保護)

第20条(家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助)

第21条(養子縁組に際しての保護)

第22条(難民の児童等に対する保護及び援助)

児童の権利に関する条約

第23条(心身傷害を有する児童に対する特別の養護及び援助)

第24条(健康を享受すること等についての権利)

第25条(児童の処遇等に関する定期的審査)

第26条(社会保障からの給付を受ける権利)

第27条(相当な生活水準についての権利)

第28条(教育についての権利)

第30条(少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利)

第31条(休息、余暇及び文化的生活に関する権利)

第32条(経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利)

第33条(麻薬の不正使用等からの保護)

第34条(性的搾取、虐待からの保護)

第35条(児童の誘拐、売買等からの保護)

第36条(他のすべての形態の搾取からの保護)

第37条(拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い)

第38条(武力抗争における児童の保護)

第39条(搾取、虐待、武力抗争等による被害を受けた児童の回復のための措置)

第40条(刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護)

第41条(既存の権利の確保)

何が重要か？

児童の権利に関する条約の基本原則

- こどもは権利の主体(条約前文)
- 権利の大きな分類 (※ 現在ユニセフでは「4つの権利」との表現を使用していない)
 - 生きる権利 (6,24,25,26,27条)
 - 守られる権利 (19,20,22,23,30,32,33,34,35,36,37,38,39,40条)
 - 育つ権利 (7,8,9,10,11,18,21,28,29,31条)
 - 参加する権利 (12,13,14,15,16,17,31条)
- 保護者の第一義的責任、公的支援の必要性(18条)
- 家庭養育の原則(前文)、代替的養育は家庭環境に近いものを設定(20条)
- 4つの基本原則
 - 生命、生存、発達に対する権利(6条)
 - 子どもの意見の尊重(12条)
 - 子どもの最善の利益の優先(3条)
 - 差別の禁止(2条)

特に留意すべき条約のポイント

第3条 子どもの最善の利益の優先
発達する権利、平等権、子どもの意見表明

第5条 親の指導の尊重
父母等の責任、権利・義務の尊重

第9条 親と引き離されない権利
公的機関の分離手続・司法監視・最善の利益・子どもの意見表明、
家族と交流する権利

第12条 意見を表す権利
自由に意見を表明できる、子どもの意見の尊重

第18条 子どもの養育はまずは親に責任
子どもの最善の利益のため、親の育て方重視と国の支援

ある事例から

- ① 痣だらけになるような身体的虐待により施設入所した児童が、加害親との交流や家庭復帰を強く希望している
- ② 保護者に精神疾患がありネグレクト(足の踏み場もない異臭漂うゴミ屋敷)により施設入所した児童が、高校進学は自宅からしたいと家庭復帰を強く希望している
- ③ 施設入所している児童が、高校を休みがちとなり、高校を辞める・声優になるため声優の専門学校に行く、と主張し、考えを曲げない
- ④ 親からの性的虐待を学校で訴え、児相職員が学校にて一時保護の説得をしたが、「自宅に帰っても大丈夫」と主張し、一時保護に同意しない
- ⑤ 子どもを支援する民間団体に出入りする児童が、自身の境遇や将来の夢を団体スタッフに話したところ、それを聞いた団体スタッフが保護者に連絡・確認せず、児童の希望に沿った援助を行っている
- ⑥ 反応の乏しい子どもの保護者が「この子にとっては、これがいいのよ」と、先回りして物事を決める
- ⑦ 幼稚園に持参してくるお弁当に入っている中身が、保護者(貧困家庭ではない)の方針で、ほんの少しのご飯とそれ以外は野菜のみであった

(問)みなさんならどう考えますか？

児童相談所での対応（最善の利益の考え方）

- ・ まずは子どもの安全が第一。
- ・ 子どもの意見を重視、尊重。
- ・ 子どもの発達保障を軸に、その子にとって何がベストな支援なのかを検討。
- ・ そのうえで限りある社会資源においてベターな選択は何かを考える。子どものにとって最善とはいっても、実際には、出来る範囲（現実的で、最善に近くよりベターなもの、最大公約数的なもの）での援助方針案を提示。
- ・ そうした子どもにとっての最善の利益（援助方針案）に、養育の責任がある保護者が、子どもの安全や子どもの意見、最善の利益にどれだけ対応できるか。
- ・ また、子ども自身が納得できるかどうか。わかりやすい、納得が得られる説明の必要性。
- ・ 子どもが失敗する権利とどう向き合うか。一緒に失敗する視点と、大きな被害を及ぼす失敗は避けなければならない視点のバランス。

子育てについて

- ・ 幼少期から子どもの話を真正面から受け止め、それに真摯に答えていく。また、子どものことを理解しようとし続ける。
- ・ 親が1つ1つのことに真摯に子どもに向き合うことで、子どもは親から見守ってくれている安心感と、どこまでがやっていいことなのかを学んでいく。
- ・ 幼少期から子どもの気持ちを真正面から受け止められなかった場合(子どもの意向を無視した押し付けや、子育て自体を放棄する物心双方のネグレクトがあった場合)、子どもが思春期になり自分の考えを持ち始めた時期に、子どもが法外な意見を表明するようになり、強制してきた親もしくは子育てを放棄してきた親は、いっきに対応不能となる。

○子どもの意見が尊重される時代、また、SNSが駆使される現代、親側の子育てのバージョンアップが必要になっている。

ご清聴ありがとうございました。